令和6年度 沖縄振興拡大会議

市町村要望事項

期 日:令和6年4月30日(火)

場 所:沖縄県市町村自治会館

沖縄県市長会沖縄県市議会議長会沖縄県町村議会議長会

り

I 市町村共通要望事項

1.	日米地位協定の見直しについて	1
2.	台風災害による支援策について	1
3.	不発弾等の早期処理について ····································	2
4.	離島振興に向けての財政支援について	3
5.	『離島空路整備法(仮称)』の制定について	3
6.	特定町村(人材確保支援計画の対象となる町村)の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について	4
7.	離島医療の支援強化について	5
8.	国民健康保険事業に対する財政支援について	6
9.	日台漁業取り決めの抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりについて	6
10.	海岸漂着ゴミ処理対策について	7
11.	文化財保護に関する県補助金の増額について	8
12.	子どもの貧困対策について	9
13.	国民健康保険制度における国庫負担減額調整の見直しについて	10
14.	特別支援教育環境の充実について	1

Ⅱ 各地区提出要望事項

1		٦ŀ	部	:曲[又 ‡	분내	一重	望	重	陌
	•	-1L	יכוםי	וטי		ᄮᄔ	J 727	=	≖	~,;

1.	名護市の賑わいあるまちづくりについて	13
2.	国民保護法に基づく避難実施要領パターンの作成について	14
3.	沖縄県土地利用基本計画の変更について	15
4.	赤土等流出防止対策について	16
5.	国道331号冠水について	16
6.	大保集落内浸水被害について	17
7.	安心安全な国道の整備について	17
8.	「企業版ふるさと納税」軽減税額控除の延長について	17
9.	整備した施設の塩害及び腐食への対策について	18
10.	道路事業の早期の整備完了及び高規格道路の早期事業化について	18
	県営住宅の整備について ······	19
12.	県道の除草対策について ······	20
13.	松くい虫被害木の伐倒駆除について	2
14.	宜野座恩納線(県道)の整備促進について	21
15.	河口閉塞の対策等について	22
16.	沖縄自動車道地域活性化インターチェンジ及びスマートインターチェンジと名護向け屋嘉インターチェンジの設置について …	23
17.	伊芸地区海岸護岸整備について	24
18.	伊江港港湾整備事業の促進について	24
19.	伊江島空港の有効活用について	25
20.	伊平屋・伊是名間の架橋整備の推進について	26
21.	伊平屋空港建設について	26

2. 中部地区提出要望事項

1.	潮乃森の早期埋立完了及び整備促進について	29
2.	県単位での病児・病後児保育の実施について	29
3.	重要港湾を結ぶ新たな重要物流道路として中部東道路の早期事業化と既存物流道路の機能強化について	30
4.	県道伊計平良川線の早期整備について	31
5.	勝連半島一周道路にかかる(仮称)勝連半島南側道路の整備と県道37号線の老朽化対策について	32
6.	沖縄振興に資する普天間基地跡地の土地先行取得にかかる財源確保について	33
7.	防犯カメラのリニューアル等に係る予算措置について	34
	海岸堤防強靭化について	34
	嘉手納漁港の航路の浚渫について	35
	大型MICE施設周辺地域における交通対策について	36
11.	福祉施策における財政支援の拡充等について	37
	米軍人・軍属の戸籍届出に係る財政措置について	38
	(仮称)沖縄読谷線及び国道 5 8 号バイパスに係る整備について	39
	既返還跡地の支障除去について	40
	護岸の老朽化対策について	4
16.	宜野湾横断道路東側区間の早期着工について	4 1
	南部地区提出要望事項	
1.	南部地域における道路交通網の整備について	43
2.		46
	バスの再編について	48
4.	信号機の設置について	48

5.	慰霊碑・戦争遺跡等について	49
	緊急浚渫推進事業債の継続について	51
	緊急自然災害防止対策事業債の継続について	52
	国民健康保険事業への財政支援等について	52
	医療費助成事業の拡充について	53
	消費者安全施策について	54
11.	学校給食費無償化制度の早期実現について	55
	沖縄県立離島児童生徒支援センターの拡張について	56
13.	沖縄振興公共投資交付金について	57
14.	沖縄師範健児の塔やその関連施設の県営沖縄県平和祈念公園への編入及び	
	崖下の不法投棄ごみ地帯に埋蔵する戦没者遺骨収集並びに不発弾等の撤去について	58
	公共下水道の整備について	59
	久高島高速ブロードバンドインフラ整備について	60
	報得川の早期整備について	61
	成年後見制度利用支援事業について	61
	マリンタウン東浜水路の浚渫について	62
	海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について	63
	渡嘉敷診療所の災害時の環境整備について	64
22.	駐在所の設置について	64
	県道185号線(粟国港線)の改修について	65
	渡名喜漁港の整備について	66
	南大東村港湾整備について	66
26.	北大東港船溜まり場の整備について	67

4. 宮古地区提出要望事項

1.	離島における石油製品価格低減への支援について	69
	宮古空港の機能強化について	70
3.	与那覇前浜海岸の浸食対策について	70
4.		7
5.	離島に住む癌患者の医療にかかる負担軽減について	7
6.	農林水産物流条件不利性解消事業における輸送単価の見直しについて	72
7.	産業廃棄物の処理にかかる輸送費への補助について	73
8.	宮古広域公園の早期整備について	73
9.	離島における船員不足の解消と宮古島市の県立高等学校学生寮の建設について	74
10.	離島の道路橋りょうの維持・保全について	75
11.	若者の定住促進に資する環境整備について	76
12.	宮古空港横断トンネル整備について	77
	離島における乳幼児健診の体制について	78
14.	多良間港(前泊地区)公園整備について	78
5. <i>ī</i>	\重山地区提出要望事項	
	GIGAスクール構想における補助制度の拡充及び環境整備に係る財政的支援について	79
2.	旧八重山病院跡地の利活用について	79
3.	離島児童生徒への派遣費助成について	80
	市内空港・港湾施設の早期の機能強化について	8
	狩猟者研修センター (射撃場) の建設について ····································	82
6.	石垣港におけるCIQ施設の整備費用補助について	83

7.	空港アクセス道路(県道石垣空港線)の早期供用開始について	84
8.	スクールロイヤーの配置に係る財政等支援の要請について	84
9.	医療的ケア児の修学旅行時における看護師の派遣要請について	85
10.	沖縄県空港保安施設設置事業補助対象者の拡充について	85
11.	石垣市北部・西部地区の通学困難な高校生への支援について	85
12.	尖閣諸島の自然環境及び海岸線の保全について	86
	尖閣諸島海域内での漁業者の安全操業の確保について	87
14.	老朽化したへり離着陸施設の改修費用の支援について	88
15.	農林漁業資材等輸送費補助について	88
16.		89
17.	離島におけるごみの海上輸送費用補助について	90
18.	離島における放置パレット及び海岸漂着ごみの処理問題について	90
19.	西表島北岸エリアの携帯電話不感地帯の解消について	91
20.	国境交流事業の推進に伴うインバウンド受け入れ環境整備への支援について	91
21.		92
22.	離島に勤務する教職員へのサポート体制の充実について	93

I市町村共通要望事項

番号	要 望 事 項	要望内容	要望の理由
1	日米地位協定の見直しについて	県民の生命・財産と人権を守る立場から日米地位協定を抜本的に見直しするよう国に対し引き続き強力に要請していただきたい。	米軍基地に起因するさまざまな事件・事故等から、 県民の生命・財産と人権を守り、県民の福祉の向上を 図るためには、施設及び区域の提供、管理、返還や合 衆国軍隊の活動及び合衆国軍隊構成員等の法的地位等 について規定している現行の日米地位協定を見直す必 要がある。 日米地位協定が締結されて64年が経過した今も、 相次ぐ県民の人権、女性の尊厳に関わる事件をはじ め、米軍機の墜落事故の多発など、米軍人・軍属等に よる事件・事故が後を絶たず、もはやその運用改善だ けでは米軍基地をめぐる諸問題の解決は望めず、日米 地位協定を見直すべきである。 よって、同協定の早期見直しについて、国に対し要 請する必要がある。
2	台風災害による支援策について	台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から現在の災害復旧制度の適用基準を見直すよう引き続き国に対し強く働きかけていただきたい。	本県は、台風銀座と呼ばれるほど、地理的・気象的にも台風が通過する位置にあり、毎年台風の被害を被っている。 平成15年宮古圏域を襲った台風14号では、全壊・半壊する建物は少なかったものの暴風に伴う窓ガラスの破損による人的被害や吹き込んだ雨水により、公共施設、学校、病院、家屋等広範囲にわたり甚大な

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			被害を受け、長時間住民の生活に支障をきたし、精神的、肉体的にも大きなダメージを与えた。しかしながら、壊滅的な被害を被ったにもかかわらず、国の定める災害救助法や激甚災害法のような災害復旧制度は、地震や大規模な土砂災害など家屋が数多く倒壊する災害を想定していることから、同制度の適用基準に当てはまらないのが現状である。 毎年のように来襲する台風による災害は、宮古圏域のみならず、本県全体にかかわる問題であり、台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から災害復旧制度の適用基準を災害の大きさと被害の実態を総合的に判断する等、適用基準を見直す必要がある。
3	不発弾等の早期処理について	不発弾等は、県民の円滑な経済活動や安心・安全な県民生活を確保する上で障害となっており、その処理を戦後処理の一環として国の全面的責任において、次の事項の実現方について、国に対し強く働きかけていただきたい。 1 不発弾等爆発事故の被害補償に	先の大戦で大きな惨禍を被った本県においては、未だに多くの戦後処理問題を抱えており、特に、不発弾等処理については、県民の日常の生活や生命、財産及び経済活動に直結する問題であり、早急に解決する必要がある。 戦後70年余を経た今日、沖縄県には未だ多量の不発弾等が埋没していると推定されており、県内で発見され、処理される不発弾の年間数量は全国の約5割を

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		ついて (1) 不発弾爆発事故等に係る被害 補償制度の創設 2 不発弾等処理について (1) 不発弾等処理の国による直接 実施 (2) 不発弾等の現場保存、警備及 び保安措置の国による直接実施	占めている。 不発弾処理については、爆発事故に係る被害補償の問題など、未だ多くの課題を抱えており、課題の早期解決を図り、戦後処理の一環として国の全面的責任において行われるよう国に対し、強く要望する必要がある。
4	離島振興に向けての財政支援について	県費上乗せ補助(離島加算)の見 直しをせずに、これまでどおりの県 補助率を継続していただきたい。ま た、新たに離島振興交付金(仮称) を設置していただきたい。	
5	『離島空路整備法(仮称)』	離島航空路線の維持・充実を図る	離島における航空路線は、航路とともに離島住民の

肾号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
	の制定について	ため、『離島空路整備法(仮称)』 の制定についてご尽力をいただきた い。	生活や産業振興に極めて重要な交通手段であり、民生 安定の上から欠くことのできない生活路線である。 航空路線の維持・充実を図るためには、離島航路整 備法と同様に関係航空路線の欠損補助等を骨子とした 『離島空路整備法(仮称)』の制定が必要である。
6	特定町村(人材確保支援計画の対象となる町村)の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について	(1) 保健師の計画的・継続的確保 特定町村において、保健師の 安定した確保・定着について更 なる支援をしていただきたい。	(1) 特定町村保健師の多くが、他県を含む島外出身者であり、地理的、社会的不利性等から採用後も勤続期間が短いことが多く、安定した確保・定着に苦慮している状況である。住民へ安心ある質のよい保健活動を提供するためには保健師の継続的な確保・定着は必要不可欠であり市町村における保健師の計画的な採用が可能となるような制度の創設等が必要である。
		(2) 人材育成 採用した新任保健師等に対し 地域実状に応じた現任教育等、 人材育成及び資質向上について 引き続き全面的に支援をしてい ただきたい。	(2) 特定町村においては、ようやく採用した保健師の多くが、新卒者であるため、地域保健活動の経験がなく、円滑に保健事業を進めることが困難であり、また、保健の専門職や先輩保健師等もいないため専門的な実務及び資質向上研修を町村独自で実施することも困難である。現在、新採用保健師については、県保健所保健師の支援で1年間の現任教育による実務研修が行われており、特定町村の保健事業の

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
		(3) 保健師の複数配置 保健師の加重負担を軽減する ためにも、保健師の複数配置が 促進されるよう支援していただ きたい。	実施推進に大きな効果をあげているため、勤続年数に見合った研修の実施や特定町村保健師と県保健師間、保健所管内の市町村保健師間の人事交流等人材育成及び資質向上等について更なる支援が必要である。 (3) 小規模町村では、保健師1名で保健業務(保健・福祉・介護等)が行われていることが多くその責任や負担も大きく、保健師の安定した確保につながっていない状況がある。また、専門的職種であるがゆえの閉塞感等が辞職理由の1つとも考えられている。そのため保健師の複数配置は急務であり、継続的な確保が促進されるためにも、その支援が必要である。 (4) 特定町村における保健福祉行政が円滑に推進し、
		(4) 対域的交援 特定町村における保健師の確 保及び資質の向上が図られるよ う引き続き財政面等の支援をし ていただきたい。	保健師の安定確保及び資質向上が引き続き図られるよう、更なる財政支援が必要である。
7	離島医療の支援強化について	離島地域における医療は特殊事情 に起因する制約も多く、医師及び医 療従事者は生活や労働環境の整備、	本県は地理的特殊性ゆえに県立診療所、町村立診療所と2通りの診療所体制がとられており、ほとんどの診療所が医師1人体制であるため、その勤務環境や診

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		診療所の管理運営等多くの支援を必要としているため、その強化を図っていただきたい。	療所運営は厳しい状況にある。その上、診療所施設や 医療機器等の設備についても十分とはいえず、医師等 は多くの不安を抱えたまま医療サービスの提供に従事 している。 医師及び医療従事者の安定的な確保を図るために も、労働環境や生活環境の整備、診療所運営の支援及 び診療所施設、医療機器の老朽化に対する支援につい て、更なる強化が必要である。
8	国民健康保険事業に対する財政支援について	国民健康保険事業の前期高齢者交付金は、去る大戦の影響による高齢者の加入率の差により交付金額に大きな不均衡が生じているため、沖縄県の特殊事情を考慮していただき早急な対策を図るよう国に対し強く働きかけていただきたい。	沖縄県の市町村国保の財政状況は、「前期高齢者財政調整制度」以降、急激に悪化している。この制度が前期高齢者の加入割合に比重をおいて算定される仕組みであるため、先の大戦の影響により出生数が減少した本県においては、前期高齢者加入割合が著しく低く不利な制度となっている。 「前期高齢者加入割合が著しく乖離して低い本県の前期高齢者交付金」と「全国平均並みの加入割合で算定される交付金」との差額を是正する新たな財政支援措置を講ずる必要がある。
9	日台漁業取り決めの抜本的な 見直し及び宮古・八重山圏域周	県内漁業者に不利な現在の取り決 め内容を抜本的に見直すよう国等に	日台民間漁業取り決めについては、令和5年度に開催された日台漁業委員会第10回会合において、平成

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
	辺海域の取り締まりについて	働きかけるとともに、漁船の安全操業・安全航行確保のため、周辺海域の取り締まりを強化していただきたい。	31年度から続く現行操業ルールが、令和6年度も引き続き適用されることとなった。 マグロはえ縄の漁場である八重山北方の「三角水域」は、現在約6割の区域が台湾漁船の操業を優先する台湾側にとって有利な区分となっているため、同取り決めの抜本的な見直しを求めている。 また、尖閣諸島国有化以降、その周辺海域では中国公船による尖閣侵犯が繰り返され、漁業者の安全が脅かされている。 ついては、日台漁業取り決めの特別水域のあり方等に関し、県内漁業関係者の意見が反映されるように国等に働きかけるとともに、排他的経済水域における貴重な海洋資源の保全と漁船の安全な操業・航行確保のため、宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりの強化を図る必要がある
10	海岸漂着ゴミ処理対策について	海岸漂着ゴミの防止策及び処理対策を継続的に講じていただきたい。	沖縄本島及び離島の海岸には、プラスチック容器類や発泡スチロール、漁具、流木、廃油ボール、医療廃棄物などの大量の海洋ゴミが漂着し、海岸線及び海浜の景観を損ねている。 地域住民や各種団体等のボランティアによる回収もなされているが、自治体は海岸漂着ゴミの回収及び処

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
			理に多額の費用がかかり苦慮しているのが実情である。近年においては、大型の漂着ブイや木材なども多く離島内での処理が難しい状況にある。 海岸漂着ゴミには海洋投棄や周辺諸国からのゴミ等が含まれており、海浜景観を損なうだけでなく、有害・危険物資による海浜や海岸・海洋生物への汚染・危害という重大な環境問題も懸念されており、さらに、高密度の微細プラスチックごみ(マイクロプラスチック)が検出され、これを飲み込んだ魚や海鳥が体内に蓄積し、人体への影響も懸念されるなど深刻な事態である。 きれいな海浜、美しい自然環境を保全し、県のリーディング産業である観光産業の持続的な発展を図る上からも継続的に海岸漂着ゴミの防止策及び回収・運搬・処理対策を講ずるに必要な事業費を市町村の財政負担にならないよう万全な措置を講じる必要がある。
11	文化財保護に関する県補助金の増額について	(1) 国庫補助事業に伴う県補助金を 従前の10%補助にしていただき たい。 (2) 県指定文化財の保存整備に係る 補助金を従前の50%補助にして	沖縄県は、その歴史的・文化的特異性から貴重な文 化遺産を多数有している。これらは、国内外から極め て高い評価と注目を集めており、文化的、観光的側面 からその保護と活用が求められている。 一方、沖縄県は、第二次世界大戦後米軍統治下に

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		いただきたい。 (3) 文化財保護に対する沖縄県補助金総枠を増額していただきたい。	あったため、文化財保護法の適用を受けたのは1972年の復帰後であり、文化財の保護という面では他県に比して、立ち遅れたという経緯がある。しかし、国・県指定文化財及び埋蔵文化財にかかる国・県補助事業に対する県補助金の総枠は、平成10年度から削減がなされ、県内市町村では、文化財保存整備事業や埋蔵文化財発掘調査等の事業規模の縮小や事業自体の凍結を迫られており、さらに、平成19年度からは補助金総枠の削減のみならず、補助率の大幅なダウンも行われ、より一層厳しい状況となっている。 このように、県内の文化財保護は極めて危機的状況に陥っており、次世代へ護り伝えていかなければならない文化財を適切に保護するため、沖縄県の文化財関連予算を見直し、県補助金の増額をする必要がある。
12	子どもの貧困対策について	内閣府「沖縄子どもの貧困緊急対策補助事業」について、高率補助のまま令和6年度以降の事業継続を、国に対し強く要望していただきたい。	本県においては、沖縄子どもの貧困緊急対策事業補助金を活用し、「子どもの貧困対策支援員の配置」、「子どもの居場所」を設置するなど困窮している世帯の子どもに対して支援を実施しており、今後も新たに「拠点型居場所」設置など事業を推進していく予定である。

番号	要	望	事	項	要 望 内 容	要望の理由
						子どもの貧困対策事業については、事業効果が現れるまで息の長い実施が求められることから、安定した財源は必要不可欠であり、令和6年度以降の補助継続について、国に対し強く要望する必要がある。
13	国民健康庫負担減額で		1.4/2-4	における国直しについ	7 - 3 (= 27,1111	現在、地方自治体においては、子ども、重度障がい者、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療機関を受診できるよう医療費の無料化を含む様々な助成制度を実施している。 国は、医療費助成制度の現物給付化は医療費の増大をもたらす要因とし、現物給付により行った場合には国庫負担が減額調整され、減額分は、最終的には被保険者や住民の負担に転嫁されることになる。 重度心身障がい者への医療費助成は自動償還払制度を平成30年8月より実施しているところであるが、より利用者の利便性や経済的負担の軽減を図り、経済的理由により受診を控えることなく早期受診することで疾病の重篤化を防ぐためにも現物給付とする必要がある。 また、未就学児については、平成30年度から現物給付化による国庫負担の減額調整措置を行わないこととしたが、未就学児以外を対象とする医療費助成制度

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			についても減額調整措置を直ちに廃止し、財政の健全 化と長期的な安定運営を図る必要がある。
14	特別支援教育環境の充実について	特別な支援を要する児童・生徒への支援員配置を行っていただきたい。	本県では、特別支援学級に通う児童・生徒が年々増加しており、また、ADHD等による安全面から常に注意・支援を要する児童・生徒等も増えている状況にあり、担任一人での対応も困難な状況となっている。県内市町村では、学校における安全の確保、円滑な授業の実施等を目的に特別支援に係る支援員を学校に派遣する等対策を講じている。特に幼児期や低学年での支援はその後の成長において非常に重要な時期であり、手厚い支援を行うことが求められている。県全体における一定以上の教育水準の維持と向上の観点から、県による支援員の配置、又は、市町村への財政援助が必要である。

Ⅱ 各地区提出要望事項

1. 北部地区提出要望事項

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
1	名護市の賑わいあるまちづくりについて	① 名護湾沿岸のまちづくりとして、交通結節点の整備、名護漁港の有効活用等について、御協力をいただきたい。	名護市では、名護湾沿岸のまちづくりとして、名護漁港とともに名護市中心市街地を「名護漁港周辺エリア」と設定し、具体的な利活用計画として、「名護湾沿岸(名護漁港周辺エリア)実施計画」を策定したところである。 現在、名護漁港周辺エリアでは、「交通結節点の整備」に向けた取組を進めている。建物の老朽化が進む「中心市街地の再開発」、名護漁港における機能の集約及び拡充による「水産業の振興」を図るための取組を進めるため、名護漁港用地の効果的な活用や中心市街地における県道の拡張等の協力が必要である。また、将来的には鉄軌道の終着駅を交通結節点に含み、名護市のみならず北部地域における移動の更なる充実に繋げていきたいと考えていることから、鉄軌道の誘致の必要がある。
		② 北部テーマパーク「ジャングリア」の開園が2025年と 迫ってきているため、名護東道 路延伸の早期実現及び県道84 号線の道路拡張に向け、国に働 きかけていただきたい。	名護市と今帰仁村にまたがる旧嵐山ゴルフ倶楽部場 跡内に、北部テーマパーク「ジャングリア」の開園が 2025年に予定されている。「ジャングリア」は、 名護市及び今帰仁村だけでなく、北部を周遊する観光 コンテンツとして、沖縄観光、沖縄経済に与える波及 効果は高いものと思料される。開園時には来園者によ

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			る交通量増加が見込まれるため、名護東道路の延伸の早期実現に向けて、働きかけていただきたい。また、県道84号線(本部方面)は、「ジャングリア」に進入する際に右折を要するため、多くの車両での渋滞が予想されることから、右折帯設置等、道路拡張をお願いしたい。これらの取組は、北部地域全体への波及が期待されることから、沖縄県による御支援、御協力が必要である。
2	国民保護法に基づく避難実施要領パターンの作成について	避難実施要領パターンにおいて 重要となる輸送力の確保について、 沖縄県が中心となって関係事業者 との調整等を実施していただきた い。	国民保護法において、武力攻撃事態等により国民保護法が適用される事案が生じ、市町村の住民に対し避難の指示があった場合、沖縄県は全体が島嶼であることから、島外脱出等を含めた避難のための輸送力の確保、住民・観光客の誘導、武力攻撃に備えた避難所の確保などを含めた避難実施要領を市町村が定めることとされている。しかしながら、避難実施要領パターンの作成に当たり、島外脱出のための輸送力を市町村レベルで確保することは困難である。特に、本島の主要道路(国道58号や国道329号等)が使用できない場合は、本島北部から那覇空港までの移動ができないことから、海

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
			上交通を利用して島外へ脱出することになるが、旅客船やフェリー等の確保を市町村レベルで行うことは困難である。 よって、沖縄県において運送事業者を始めとする関係者と自治体との実務的な協議・調整等を主導していただく必要がある。
3	沖縄県土地利用基本計画の変更について	沖縄県土地利用基本計画にかかる国頭村自然公園地域(沖縄海岸 国定公園)の一部について、関係 機関との協議を早期に進め範囲を 見直していただきたい。	国頭村では、浜地区から辺土名地区の一帯を「にぎわい景観創出ゾーン」として設定しており、道の駅やスポーツ施設、リゾートホテルが立地し、村民や観光客が集まる空間となっている。住宅政策として、民間アパートの誘致や、働く場所の創出として将来の観光人口・関係人口と定住人口の増加に繋げるため、ホテル等の企業誘致にも取り組んでいるところであり、今後も立地の可能性の高い地域となっている。 当該地域は、①桃原森(第3種特別地域)②辺土名・鏡地・半地・半地裏山北・半地裏山南(第3種特別地域・普通地域)に分類された地域となっているが現況において、主たる公園利用動線である国道58号沿道への建物の集積に伴う資質の変化もあることや国頭村の課題である人口減少対策として、各種事業所の立地を促すための規制緩和を図るため、区画を再整

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			理し、国定公園の範囲を見直す必要がある。
4	赤土等流出防止対策について	観光立県沖縄の海域から赤土等を浄化する移動式"海水浄化船"の検討をしていただきたい。	沖縄県は海を観光にした美しい県であるが、赤土等流出が問題となっている。 名市町村赤土等流出防止対策として農地においては勾配抑制、沈砂池設置、グリーンベルト、マルチング等の対策が行われており、開発現場においても表土保護の「発生源対策」、現場区域外への流出防止を目的とした「流出濁水対策」などの対策を行っている。しかし、大雨、台風などが起こるたびに各地で赤土等が海に流出している現状があることから、赤土等の流出で濁った海域において、海水の浄化を目的とする移動式"海水浄化船"を導入することで、海底の堆積物の除去も行われ、次回の大雨や台風などが来ても一定の抑制にもつながることから、導入の検討について取り組んでいただく必要がある。
5	国道331号冠水について	国道331号の高潮による冠水 を根本的に解決していただきたい。	高潮により国道331号への冠水及び流木被害が 度々発生しており、直近では去る令和5年8月の台風 6号の際に、隣接する田港区及び屋古区の集落入口の 国道331号が高潮により流された流木により埋め尽 くされる2次被害が発生した。雨期や台風、大雨時に

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
			同様の被害が発生しており、田港区及び屋古区からも 改善要請がある事から、根本的に解決していただく必 要がある。
6	大保集落内浸水被害について	大保集落内浸水被害を根本的に 解決していただきたい。	大保集落内にて、大雨や台風、高潮により民家の床下浸水が度々発生している。直近では去る令和5年8月の台風6号の際に、高潮と重なり道路の冠水及び住宅の床下浸水が発生しており、大保区からも改善要望がある事から、根本的に解決していただく必要がある。
7	安心安全な国道の整備について	東村内には国道331号が主要 幹線道路として住民及び近隣市町 村並びに観光客などが利用してい る。主要幹線道路として常に安心 で安全な道路を維持していただき たい。	当該道路には歩道がなく高齢者などは車道の路肩を 徒歩で往来している状況である。また、健康増進のた めランニングなどに利用してる村民は常に自動車の往 来を気にしつつ利用している。台風時には超える越波 で当該道路は、通行が困難となる。大型軍用車両も通 行していることから歩道の必要性を強く感じる。地域 住民から道路の修繕の要望が絶えず、早急な改善を要 望する。 国道331号は「みなし道路」ではない。地積を確定 させ適正な整備を行う必要がある。
8	「企業版ふるさと納税」軽減	「企業版ふるさと納税」の税額控	「企業版ふるさと納税」の税額控除期間と税制優遇措

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
	税額控除の延長について	除期間と税制優遇措置の更なる延 長を国へ要請していただきたい。	置については、令和2年度地方税制改正により5年間延長され、令和6年度まで延長となっている。 引き続き、地方創生応援制度の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを高める観点から「企業版 ふるさと納税」について、法人税などの税額控除期間と税制優遇措置の更なる延長を国へ働きかけることが必要である。
9	整備した施設の塩害及び腐食への対策について	これまで整備した施設の塩害及び腐食対策への支援を実施していただきたい。	沖縄県は周囲を海に囲まれていることや気象条件も 重なり、塩害による被害は本州に比べて深刻な状況で ある。 今帰仁村においても、これまで整備した施設、特に 海岸に隣接する施設は、塩害による腐食が顕著にみら れ、施設の利用や安全面に支障が出ている。 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに より、今後、施設利用者の更なる増加が推測されるこ とから、利用者が安心・安全に施設を利用できるよう、 沖縄県から各市町村へ塩害対策に対する事業や予算措 置等の早急な支援が必要である。
10	道路事業の早期の整備完了及 び高規格道路の早期事業化につ	名護東道路延伸(本部方面)の 早期事業化の働きかけ及び本部町	名護東道路の本部方面への延伸が、令和3年3月に 沖縄ブロック新広域道路交通計画の高規格道路に位置

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
	いて	内で沖縄県が所管する道路整備事業(県道84号名護本部線、国道449号本部北道路)の早期完了をしていただきたい。	付けられた他、令和7年夏頃には北部地域でのテーマパークの開業が予定されるなど、名護東道路延伸について早期の事業化が求められている。 一方、現在本部町内で沖縄県が執行している県道84号名護本部線は、平成25年に事業着手して令和4年に完了予定となっていたが未だに道路整備が完了していない状況である。また、国道449号本部北道路についても、平成21年に事業着手しているが進捗が悪い状況である。そのため道路整備の遅れ等により、まちの景観が損なわれている他、交通渋滞によって地域住民の生活にも支障をきたしている。ついては、本部町および沖縄県全体のさらなる振興を確実なものとするためにも、道路整備の早期完了を強く要望する他、名護東道路の本部方面への延伸について早期事業化を国に働きかけていただく必要がある。
11	県営住宅の整備について	過疎化の歯止めと若者の定住促進を図るため、本部町への県営住宅の整備を行っていただきたい。	本部町においては、若者の人口流出や少子化の影響により人口減少に歯止めが利かない状況である。 そのため本町では、平成30年度より子育て支援住宅の整備を進め、現在までに4地区に団地整備を行い定住促進を積極的に図っている。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			しかし、子育て支援住宅は全て満室の状況となって おり入居待ち世帯が多数いる。 また、令和7年夏頃にはテーマパークの開業が予定 されている事など、北部地域の雇用増加や人口流入が 予想されることから益々住宅確保が必要になる。 そのことから、町有地を活用した官民連携の住宅整 備に向けても取り組んでいるが、入居戸数にも限りが あることから県営住宅を整備していただき、北部地域 における雇用の創出や若者の定住化の促進に県の強力 なバックアップが必要である。
12	県道の除草対策について	雑草が多く、景観の観点から除草対策を行っていただきたい。	恩納村は長大な海岸線や緑深い山々をはじめとした自然環境を有しており、これらを観光資源に国内有数の観光リゾート地として発展し、多くの観光客が訪れている。 しかし、海岸沿いの県道の雑草が多く目立っており、観光リゾート地としての景観が損なわれている。 もちろん道路関係者におかれては、除草を行い努力されているのは、十分に理解しているところであるが、雑草の成長の早さに除草作業が追いついておらず、また、その雑草には、蜂やハブなどの住みつく可能性があることから、通行人に害を及ぼす危険性がある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			また、中央分離帯や植樹帯に除草対策で、張りコン クリートが設置されているが、コンクリートの目地か ら草が生えている状態になっているのも見られるので、 更なる除草対策の必要がある。
13	松くい虫被害木の伐倒駆除について	駆除に係る予算確保と効率的な駆除に向けた支援を行っていただきたい。	松くい虫被害木の伐倒駆除については、沖縄県の協力のもとこれまでも実施しているが、被害の拡大傾向に歯止めがかからず対応に苦慮している。 観光立村である恩納村の景観にも影響していることから、これまで同様な伐倒駆除の継続と、専門家を交えた抜本的な解決策を構築する必要がある。よって、効率的な事業実施のため、駆除に係る十分な予算の確保及び効率的な対策を行うための専門的な支援が必要である。 ※県道植栽帯の松の被害も多く、被害防止(樹幹注入等)対策も必要である。
14	宜野座恩納線(県道)の整備 促進について	国道329号と国道58号を連結する広域的な道路を県道として早期に実現していただきたい。	宜野座村は村面積の約半分が米軍基地となっており、限られた土地の中で地域活性化を図る為、沖縄県のリーディング産業である観光振興に取り組んでいるが、多くの来訪者を呼び込むためには、既に観光地として

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			認知度が高く、将来的に鉄軌道の推奨ルートとなっている恩納村など西側との往来の利便性を高める必要がある。また、今後、新たな沖縄振興計画や東海岸サンライズベルト構想等が展開されていく中で、東側の活性化によりハシゴ道路の重要性が増してくるものと考えている。 その為、漢那ダム建設当時の「漢那福地川周辺地域整備調査昭和61年3月沖縄県企画開発部」で示されている本島西海岸とのルート化について、平成22年、平成28年には県道234号線の延伸からの県道104号線接続とする概略ルート案が検討されてきた経緯なども踏まえ、観光振興や防災上の強化も含め、引き続き整備実現に向けた取組が必要である。
15	河口閉塞の対策等について	河口閉塞対策の早期実現に向けて取り組んでいただきたい。	2級河川である漢那福地川の河口付近に立地する道の駅「ぎのざ」は観光拠点の整備等により賑わいを見せ、今後も周辺整備等を計画していること等、引き続き観光振興に取り組んでいる中、周辺においては今年度、県企業局のご協力のもと、導水管の外観の改修が行われたことについて感謝している。 このようにご配慮頂いた点もあるが、漢那福地川では、以前より河口閉塞が課題となっており、周辺の景

番号	要 望 事 項	要望内容	要望の理由
			観やカヌー体験などへの影響もあり、早急に対策する必要がある。 砂の堆積箇所は現在漁港区域であり、沖縄県土木建築部より漁港管理者との協議・調整を進め、河川管理区域の変更手続きを行っていくとの回答を頂いており、現在も協議等を進めて頂いているが、早急に手続きを進めて頂くとともに河川区域として適切な維持管理にも努めて頂く必要がある。また、維持管理面においては導流堤の整備など抜本的な改善対策についても検討して頂く必要がある。
16	沖縄自動車道地域活性化インターチェンジ及びスマートインターチェンジと名護向け屋嘉インターチェンジの設置について	国道329号の渋滞の解消及び 地域活性化を図るため県道104 号線沿いにスマートインターチェ ンジの設置にご協力いただきたい。	金武町のギンバル訓練場跡地(中川地区)は、観光 及びスポーツコンベンションの拠点として開発を進め ており、医療リハビリ関連施設や金武町ベースボール スタジアム、金武町フットボールセンター、民設民営 におる温泉宿泊施設等の整備が整い、令和4年度には KINサンライズビーチと金武町屋内運動場も供用開 始し、北部東海岸の観光産業の振興や地域活性化が見 込まれている。 一方で、金武町を通る国道329号は、米軍施設 キャンプ・ハンセンの影響により米軍車両や軍属車両 等が一般公道を通行し、交通量が多い状況であり、加

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
			えて、中南部(恩納村地域含む)からギンバル地区への観光客の増加に伴う交通量の増加が見込まれている。 以上のことから、交通渋滞の緩和と緊急(救急)車 両の利便性の向上を図ることを目的に、県道104号 線沿いに設置されているキャンプ・ハンセン第4ゲート付近への「地域活性化インターチェンジの設置」と、「屋嘉インターチェンジの名護向けの設置」が必要である。
17	伊芸地区海岸護岸整備について	伊芸地区の海岸において護岸が 一部崩落しているため対策を講じ ていただきたい。	伊芸地区の海岸においては、以前より、波や雨水等の影響により護岸の石積みの一部が崩落している状況である。 沖縄県土木建築部との会議でも指摘しているが、修復がされておらず、昨年8月の台風6号により、崩落がさらに進んでいる状況である。 近年、集中豪雨等が多く、今後さらに崩落が加速し国道への影響も懸念されることから、早急に対策を講じて頂く必要がある。
18	伊江港港湾整備事業の促進について	伊江港港湾整備事業の早期整備をしていただきたい。	伊江港西側港内は主に救急搬送船、ダイビング、プレジャーボート等が利用している状況である。 現在、台風時にフェリーは今帰仁村運天港へ避難し

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			ていることから移動時間に多くの時間を要し欠航回数が増え、村民の日常生活に影響がでているところである。村民の安全・安心な生活航路の確保を図る上で伊江港内での避難係留施設やプレジャーボート専用岸壁の整備が必要である。
19	伊江島空港の有効活用について	伊江島空港の利活用に向けた施設整備を行っていただきたい。	離島である伊江村は、地理的自然条件による格差は依然として大きく、島への交通アクセスはカーフェリーを主としており、気象条件等に大きく左右されることから、伊江島空港を活用した交通ネットワークの構築が望まれている。また、北部地域への観光の移動手段は、陸路のみであることから、観光客の受入れ態勢の強化のためにも慢性的な交通渋滞の解消が必要であり、北部テーマパークが開業した場合、より一層その重要度が増す。さらに、第6次沖縄観光振興計画でコロナ収束後は沖縄県北部への観光客の増加が見込まれ、陸上及び海上交通に加えて伊江島空港を活用することにより、北部観光の利便性の向上が図られると記されている。よって、伊江島空港の利活用は、北部振興のみならず、沖縄全体にとって観光客の受入機能強化につながり、沖縄観光の発展に大きく寄与すると推察されるこ

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
			とから、伊江島空港の施設整備に向けた取組を行う必 要がある。
20	伊平屋・伊是名間の架橋整備の推進について	伊平屋・伊是名間架橋の早期実現をしていただきたい。	伊平屋・伊是名両村は、これまで生活基盤や観光の整備等、農漁業を中心とした地域振興を精力的に推進し、一定の成果を収めてきた。 しかし、産業や教育、医療、福祉等々、離島のハンデである地理的自然条件による格差は依然として大きく、なお一層の定住環境の整備が必要である。 そのためにも、陸・海・空路の交通ネットワークの確立は最優先課題であり、離島の隔絶性や狭小性を緩和し、沖縄本島との格差を少しでも縮小させ、地域振興を図っていくために、両村を結ぶ架橋は不可欠であり、その実現によって両村の財政負担も大幅に軽減され、村民サービスの大きく貢献するものと考える。以上のことから、両村民の悲願である伊平屋・伊是名架橋を一日も早く実現させる必要がある。
21	伊平屋空港建設について	伊平屋空港設置に向けて、早期 建設を実現していただきたい。	伊平屋・伊是名両村と沖縄本島との間を結ぶ交通手段は、唯一海上交通のみであり、両村のフェリーは1日2便往復しているが、夏場の台風時期や冬場の荒天時期など欠航を余儀なくされており、物資の遅配や観

番号	要	望	事	項	要	望	内	容	要望 0	の 理		曲
									光客・イベントのキャンセ 及び観光産業等、伊平屋・ える影響は甚大である。 また、生活物資の購入や 間の移動により、本島での 等が時間的・経済的に村民 図りがたい一因となってい これらの課題をクリアす 様化によるアクセス手段の 路のみならず空路の確保の 要である。	伊是名 通院等 宿泊を 生活を る。 るため 安定確 の	両村ので食る で食る で食む には、	の振興発展に与 心都市への長時 なくされる環境 し、定住促進を 交通形態の多 必要であり、航

2. 中部地区提出要望事項

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
1	潮乃森の早期埋立完了及び整備促進について	潮乃森においては、各土地利用の計画や、企業誘致活動、ビーチ部分使用など、様々な取り組みを推進しているが、埋立てや道路等整備の進捗具合が取り組みに大きな影響を及ぼすことから、県においては「早期埋立完了」、「早期道路等整備」、「ビーチ部分使用の協力・支援」の実現に向け、事業を加速していただきたい。	潮乃森は、地域活性化及び東海岸地域の振興にも繋がるものとして、国及び県と連携し進めている。 整備にあたって、カーボンニュートラルやスーパーヨットの受入れなどを進めていくことや、関心を寄せていただいている企業の誘致活動へと繋げていくためには、埋立・道路等の進捗程度とスピードが大きく左右することから、早期埋立完了と早期道路等整備の必要がある。 また、ビーチ部分使用の取り組みを進めているが、協力や支援が乏しい状況にある。ビーチの開放は市民だけでなく、多くの県民に資するものであることから、沖縄県において、協力・支援を加速していただく必要がある。
2	県単位での病児・病後児保育 の実施について	県単位での病児・病後児保育を 実施していただきたい。	家庭や保育施設において、乳幼児が病気により保育ができない場合に、医療機関等で病児・病後児保育をおこなっているが、季節によって利用者数の変動が大きく、突発的なキャンセルにより利用実績が落ち込んでいる等の実態がある。 こうしたことから、医療機関等においては、安定した運営が難しく、病児保育のニーズはあるものの、実施可能な施設が増えていない状況となっている。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			また、市外に勤務している市民から、市外での病児保育利用の要望もある。県広域で実施することにより、市町村の区域を超えた施設利用(利便性向上)や市町村間の相互利用による利用者の平準化(安定運営)等も期待でき、子育て支援や県経済へも寄与するものと考えるため、県単位での病児・病後児保育を実施する必要がある。
3	重要港湾を結ぶ新たな重要物 流道路として中部東道路の早期 事業化と既存物流道路の機能強 化について	シゴ道路ネットワークに連絡する	重要港湾である中城湾港の新港地区においては、企業立地が進み、立地企業は250社を超え、就業者は平成16年度比で3.5倍の6500名を超える状況となっており、新港地区周辺道路やアクセス道路においても交通量が増え、慢性的な渋滞が発生している。新・沖縄21世紀ビジョンにおいては、「新港地区と那覇空港及び那覇港との連携強化に取り組む必要があり、重要物流道路等の陸上輸送の基盤整備促進」が明記されていることから、既存の物流道路の補完路、代替路として新港地区と沖縄自動車道を結ぶ物流道路の構築が急務である。 一方で海中道路で結ばれた平安座島に立地する油槽所からは、沖縄県本島で消費される燃料油の約6割が供給され、平時でも災害時でも安定的な供給が求めら

番号	要 望 事 項	要望内容	要望の理由
			れており、油槽所と空港、重要港湾を結ぶ強固な輸送 道路の構築が喫緊の課題である。 令和3年に策定された沖縄ブロック新広域道路交通 計画で構想路線に位置付けられた「中部東道路」の早 期実現は、これらの課題を解決するばかりでなく、沖 縄本島中部地域唯一の三次救急医療機関である県立中 部病院への所要時間短縮が期待されるなど、地域に とっても大変重要な道路になると認識していることか ら、ハシゴ道路ネットワークに東西方向に連結する速 達性の高い高規格道路が沖縄県の自立型経済の確立及 び県民の生命財産を守る重要な道路として「中部東道 路」の早期事業化を図る必要がある。 また、既存の物流道路として機能している県道沖縄 環状線と県道36号線の速達性向上ならびに渋滞解消 のため、立体交差化を含めた交差点改良や複車線化等、 物流道路の代替路・補完路として機能する整備が必要 である。
4	県道伊計平良川線の早期整備 について	充分な予算確保を行っていただき、県道伊計平良川線整備の早期 完了を図っていただきたい。	県道伊計平良川線道路整備事業については、現在宮城島工区(池味~桃原区間)の一部区間において、用地測量の実施中であると伺っているが、事業計画及び予算措置状況を顧みると、大幅に進捗が遅れているこ

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			とが懸念されている。 去る7月に発生した台風第6号において、主要なアクセス道路である「一般農道宮城線」で大規模な土砂崩壊及び擁壁を含む路面崩壊が発生したため、全面通行止めによる交通規制を実施する必要が生じている。島民の生活・生命線としてのライフライン並びに緊急輸送道路としての役割及び観光客にとって安心・安全に資する道路としての役割を担う本路線の整備は非常に重要であることから、本路線整備に対する充分な予算を確保していただき、整備の早期完了を図っていただく必要がある。
5	勝連半島一周道路にかかる (仮称) 勝連半島南側道路の整 備と県道37号線の老朽化対策 について	(仮称) 勝連半島南側道路の早期事業化と、県道37号線の維持・補修に係る早期整備を図っていただきたい。	(仮称)勝連半島南側道路は、平成30年度より環境アセスメント調査が実施され、(米軍用地の共同使用手続きに期間を要しており)まもなく5年が経過するところである。 当該事業は、16万トン級クルーズ船の受け入れが可能となった中城湾港と世界遺産勝連城跡、その先に繋がる海中道路や島しょ地域など観光拠点を結ぶネットワークとして、うるま市の文化観光資源を活用した地域活性化に欠くことの出来ない事業として位置づけられており、うるま市が実施している関連事業は着実

番号	要望事項	要望内容	要望の理由
			に進捗が図られている中、当該事業の早期事業化を図る必要がある。 また、(仮称)勝連半島南側道路の延長で接続される既存の県道37号線は、老朽化が激しいため、安全走行上の危険性が懸念されるとともに、快適性も損なわれている。うるま市においては金武湾を望みながら島しよ地域へと繋がる観光ロードとして重要な道路であることから、抜本的な道路改良を行う必要がある。
6	沖縄振興に資する普天間基地跡地の土地先行取得にかかる財源確保について	普天間飛行場等について、返還後、一日も早い跡地利用が沖縄振興に資することから、返還までの間の公共用地取得について財源不足によって取得が遅れることがないよう、国による積極的な財政支援に取り組んでいただきたい。	現在の配分枠内では、公共用地(普天間飛行場、インダストリアル・コリドー地区)の先行取得にかかる基金積立の所要額が確保できない状況であり、今後、取得が進まなくなった場合、土地取得を前提とした跡地計画(土地計画)が成立しなくなる。跡地計画を進捗させるため、返還前の早期取得完了が必要であり、先行取得に向けた施策の強化により、買い取り希望・申出者が増加している状況も踏まえ、基金積立の所要額確保は重要課題となっている。また、土地価格は上昇傾向にあることから、今後の財源圧迫も懸念しているところである。以上により令和6年度においても重要課題として所要額確保が必要である。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			※参考:R4単価:66900円/㎡→R5単価: 70700円/㎡ +3800円UP/㎡
7	防犯カメラのリニューアル等に係る予算措置について	防犯カメラのリニューアル及び 緊急性の高い箇所への新設に係る 予算措置をしていただきたい。	平成28年にうるま市で発生した米軍関係者による 痛ましい事件を受けて、市町村における防犯灯・防犯 カメラ等の整備を支援するため、政府は平成29年度 に限って、「防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業を実施(補助率10/10)し、宜野湾市においても市内 58箇所に防犯カメラを設置した。 しかし、設置から6年が経過し、耐用年数(概ね7年)も差し迫っており老朽化も著しい状況にあるが、 沖縄県は未だに基地負担とともに数多くの事件事故等 のリスクにさらされていることから、市民の安全確保、 凶悪事件等の抑止、犯罪の早期検挙につながる防犯カ メラのリニューアル及び緊急性の高い箇所への増設と 維持管理費に関して恒常的な予算を確保する必要がある。
8	海岸堤防強靭化について	防災・安全交付金及び海岸メン テナンス事業費の予算を確保し、 早期に水釜海岸堤防強靭化及び兼 久海岸堤防改修事業を実施してい	平成30年9月28日~30日にかけて襲来した台 風24号は、沖縄県に甚大な被害を及ぼした。 嘉手納町においても町域の沿岸部である水釜海岸に 面する西浜区地域を中心に、暴風と高潮、高波により

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		ただきたい。	既存堤防の一部が破壊され、押し寄せる高波が堤防を 越波し、町道の冠水や家屋の浸水、ブロック塀の崩壊、 車両の水没等の被害を受けた。地元住民からは、生活 再建の不安や既存堤防の強度に対する懸念の声が上が り、早期の対策が求められている。 災害復旧工事については、平成31年3月末より沖 縄県にて工事が発注され完了しているが、復旧後の強 靭化対策については複数年かけて整備していく旨の説 明がなされていることから、強靭化対策が長期化する のではないかと危惧しているところである。 今後は、国の補助事業を活用し整備を推進していく 事を伺っているが、近年における台風は大型化し、か つ、多発傾向にあり、いつ同様の被害が発生してもお かしくない。よって、必要な予算の確保を図り、一日 も早く既存堤防の嵩上げ等による強靭化対策や堤防前 面への消波ブロック増設による消波機能強化等の水釜 海岸堤防強靭化及び兼久海岸堤防改修事業を実施する 必要がある。
9	嘉手納漁港の航路の浚渫につ いて	嘉手納漁港の航路浚渫工事を早 急に実施していただきたい。	嘉手納漁港は、県による「水産物供給基盤機能保全事業」によって、施設の機能復旧工事が令和5年度~ 令和9年度にかけて施工されることを承知しているが、

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			沖縄県農林水産部との行政懇談会において、航路の浚 渫工事は令和9年度計画との回答であった。 県の認識としては、漁業活動に必要な水深と航路幅 員は確保されているとのことであるが、嘉手納町漁業 組合からは、読谷村側の航路の水深は土砂の堆積が進 行し浅過ぎるため、漁船同士の対面航行を回避し、双 方が譲り合う片側航行を余儀なくされ、漁業活動に支 障が生じているとの不満の声がある。 嘉手納漁港は比謝川の下流域に位置しており台風や 大雨時に土砂の堆積が日々進行していること、潮の干 満によって水深が変動することを踏まえると、対面航 行しても問題ないとは言い切れない。 ついては漁業者の不安や不満を解消するため、航路 浚渫工事を現在計画している令和9年度より前倒しし て早急に実施する必要がある。
10	大型MICE施設周辺地域における交通対策について	大型MICE施設建設及び供用開始に伴い予想されるマリンタウン地区周辺地域の交通渋滞対策等について早期の検討・対応をしていただきたい。	令和5年10月に公表された「沖縄県マリンタウン 国際会議・大型展示場整備運営等事業に関する実施方 針」により、2029年(予定)の供用開始に向け大 型MICE施設周辺エリア及び東海岸地域のさらなる 発展に期待を寄せているところであるが、同時に建設 時の大型車両等の往来や供用開始後のイベント需要等

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			による周辺地域の交通渋滞が危惧される。 現在、沖縄都市モノレールでだこ浦西駅とマリンタウンMICEエリアを結ぶ重要なアクセス道路として、県道浦添西原線が整備中であり、その早期整備が求められている。 同時に、MICEエリアへのアクセス手段として、道路網のみではイベント等の際に交通渋滞が懸念され、地域住民の生活への影響が危惧されることから、都市モノレールの延伸を含めた新たなアクセス手段の早期検討、整備が必要と考える。 大型MICE施設の安定的な運営及び交通渋滞による地域住民の生活への影響を回避するためにも、ソフト・ハードの両面での交通施策検討と早期対応が必要である。
11	福祉施策における財政支援の 拡充等について	障害福祉費、児童福祉費関連事業に関する補助割合の拡充及びこども医療費助成事業を国策として全国一律の制度とすることを国に求めていただきたい。	障害福祉費及び児童福祉費についての国庫補助事業については、おおむね国1/2・県1/4・市町村1/4の割合で事業が執行されている。しかしながら、当該関連予算にかかる事業費が年々億単位で増加しており、当該市町村負担割合の1/4の支出が市町村の大きな負担となっている。県及び市町村一体となって給付費の適正化に対する取り組みを行っているところで

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
			はあるが、根本的な解決とはなっておらず、財政逼迫の要因となっている。 また、こども医療費助成制度についても、少子化対策や子育て世帯への施策として全国的に実施されているが、対象年齢など地域間での格差があるため、財源的に厳しい市町村にとってはサービス拡充をしたくてもできないといったジレンマを抱えている。 そのことから、異次元の少子化対策を打ち出している国に対し、福祉施策に対する補助割合の拡充及びこども医療費制度を国策による全国一律の制度とし、地域間格差の解消及び実施主体である市町村への財政支援が必要である。
12	米軍人・軍属の戸籍届出に係る財政措置について	米軍人・軍属に係る戸籍届出 (婚姻・離婚・出生・認知・死 亡・養子縁組・養子離縁等)の届 出について国に財政措置を要望し ていただきたい。	米軍人・軍属が日本において婚姻や離婚、出生や認知といった身分事項の変動を行う際には、住んでいる地域の市町村窓口で戸籍の届出を行うことができる。その場合、市町村の戸籍担当職員は、アメリカの州法及び相手方国籍(フィリピン、ブラジル、タイ、韓国など)の家族法に基づき、外国公館が発行した書類等をもとに審査をしなければならず、その審査に膨大な時間を費やしている状況にある。あわせて、米軍人・軍属の戸籍届出が増加する時期

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			には、本来市町村窓口で対応しなければならない住民登録のある住民や本籍人の待ち時間が長時間化するなど窓口業務への影響が大きい。 そこで、米軍人・軍属に係る戸籍届出について、人件費等の財政措置を講じるよう国に要望する必要がある。
13	(仮称)沖縄読谷線及び国道 58号バイパスに係る整備について	返還予定の有無に関わらず、 (仮称)沖縄読谷線を都市交通体 系マスタープラン等の県関連計画 へ位置付けていただきたい。 また、国道58号大湾交差点付 近の渋滞を緩和するため、国道5 8号バイパス(読谷道路)の早期 整備及び嘉手納バイパスの整備に ついても併せて早急に進めていた だきたい。	沖縄中部地域においては、中央に広大な米軍基地が位置していることから、東西連結のハシゴとなる道路が十分とはいえない状況にある。そのため読谷村においては、国道58号大湾交差点において慢性的な渋滞が大きな問題となっている。 特に、沖縄市~読谷村間については、米軍嘉手納弾薬庫地区により、沖縄自動車道とのアクセスや緊急医療施設へのアクセス、沖縄市北部地域、うるま市中城湾地域とのアクセスなども迂回を余儀なくされており、観光・産業・緊急輸送体制の面からも道路網が必要である。 よって、SACO合意や米軍再編の返還予定地に含まれていないなど、具体的な基地の整理縮小が見込めない状況にあっても、一部返還や共同使用などの可能性を調査研究するためにも(仮称)沖縄読谷線を県関

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			連計画に構想路線等として位置づけていただく必要がある。 また、読谷村に係る幹線道路である国道58号では、 渋滞緩和のために国道58号バイパス(読谷道路)の 整備に取り組んでいただいているが、その整備及び嘉 手納バイパスの整備についても併せて早急に進めていただく必要がある。
14	既返還跡地の支障除去について	既返還跡地についても「沖縄における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に準じた支障除去を講じていただきたい。	平成18年に返還された跡地について、現在、組合施工により土地区画整理事業を行っているが、これまで、軍用地として使用されていた間、フェンス等が設置されていなかったため不法投棄がされたため磁気探査において膨大な磁気異常が確認され、地中より廃棄物等が出土している状況にある。 処理経費については、処理後に国より金銭補償(精算)を受けているが、磁気探査及び廃棄物処理には膨大な時間と経費を費やしているため組合の運営費を圧迫している。 また、廃棄物の処理により事業計画を延長せざるを得なく保留地の販売等、事業に多大な不利益を被っている。 つきましては、軍用地として使用された間の不法投

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			棄(廃棄物)の処理として国の施設管理責任のもと早急に一括処理して頂く必要がある。 また、同跡地の別箇所においても同様に廃棄物等が出土している場所が複数ある。それらの箇所については財源の目途が立っておらず、跡地利用に甚大な遅れが生じている。今後整備予定の跡地についてもさらに出土する可能性があり、跡地利用の円滑な推進のため国の責任において処理していただく必要がある。
15	護岸の老朽化対策について	中城村久場〜北中城村熱田で整備されている護岸の老朽化対策をしていただきたい。	当護岸は、中城村久場~北中城村熱田にかけて築造された護岸で、琉球政府時代に築造された護岸だと思われる。現在、老朽化が著しくこのままでは崩壊の危険性があり、今後、台風や高波が発生した場合には甚大な被害になることが予想される。海岸保全区域に入っていないため、事業化が困難とのことだが、護岸が崩壊する前に海岸保全区域に指定し、対策を行う必要がある。
16	宜野湾横断道路東側区間の早 期着工について	宜野湾横断道路東側区間を普天間基地返還に先駆けて早期に着工していただきたい。	宜野湾横断道路における東側区間終点は中城村字津 覇の国道329号となっており、現在国道329号西 原中城バイパスが都市計画決定され、事業着工に取り かかっている状況である。

番号	要	望事	項	要	望	内	容	要望の理由
								宜野湾横断道路は、「ハシゴ道路ネットワークの強化」、「救急医療体制の強化」、「防災避難体制及び物資輸送力の強化」、「東海岸サンライズベルト構想への寄与」、「中城 I C 周辺の新たなまちづくり」等の効果が期待でき、中城村や近隣市町村、ひいては沖縄県全体の振興に寄与するものと思慮されることから早期の整備が必要である。

3. 南部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由
1	南部地域における道路交通網の整備について	① 本島南部の東部地域から南風 原町内を結ぶ南部東道路の早期	南部東道路は、本島南部の東部地域から那覇空港や県都那覇市を結び、さらに本島中北部地域への連絡道
		供用に向けた予算確保及び体制	路として、重要な役割を果たす道路で沖縄県道路整備
		強化による整備促進を図るとと	プログラム(2023年3月沖縄県土木建築部)にハ
		もに南城つきしろICからの延	シゴ道路ネットワークとして位置づけられ、世界文化
		伸を実現していただきたい。	遺産の「斎場御嶽」や神の島「久高島」など、多くの
			観光拠点を有する南城市から那覇空港自動車道や周辺
			の国道・県道を結ぶ広域ネットワークを形成する重要
			な路線である。
			また、当該道路は、平成23年4月に事業着手し、
			平成30年3月には那覇空港自動車道への直接乗入れ
			の計画変更が認められ、その整備効果は、広域的な交
			通及び物流面の利便性が飛躍的に向上し、本県の均衡
			ある発展に大きく寄与するものと期待されている。
			しかしながら、平成23年度の事業着手から13年
			が経過しているが、これまでの進捗状況から、現在目
			標とする令和8年度の全線供用(暫定2車線)開始も
			全く見通せない状況にある。
			また、令和6年度には、南城市に沖縄県初出店とな
			る「コストコ」の開業が予定されているが、周辺道路
			の交通渋滞も懸念されるなど当該道路整備の遅れは、
			観光や防災面からも大きな課題となっていることから

番号 要望事項	要 望 内 容	要望の理由
	② 国道507号・八重瀬町東風 平から同町具志頭までの区間と 津嘉山自動車学校前から那覇糸 満線までの区間を早期整備して いただきたい。	早期開通に向け、さらなる予算確保及び組織体制の強化と那覇空港自動車道への直接乗入部の整備促進を図る必要がある。特に南城市は三方を海に囲まれ、海抜の低い地域に多くの市民が暮らしているほか、昨今の地球温暖化による大型台風の襲来に加え、沖縄近海を震源とする地震による津波発生も指摘され、南城市東部地域の災害時における住民及び観光外来者の避難・救助・物資供給等を担う道路ネットワーク構築が急務となっている。こうした状況から、引き続き、南城つきしろICからの延伸及び全線4車線化の実現について取り組む必要がある。 国道507号八重瀬道路は、那覇東バイパスを起点として八重瀬町の島尻教育事務所付近までの区間においては都市計画道路として整備事業が推進されている。津嘉山バイパスについては、平成26年4月に全線供用されたところであるが、同町東風平から具志頭までの区間においては当初の令和3年完成供用から令和6年完成供用へ延期され、同町東風平の国道507号と県道77号線との交差点は、交通量が多く、朝夕間わず交通渋滞が発生しているため、当該地域の慢性的

番号 要	望	事 項	要 望 内 容	要望の理由
			③ 那覇空港自動車道(小禄道路)の整備促進及び瀬長交差点の改良を図っていただきたい。	な交通渋滞の緩和のほか、歩行者の安全確保や無電柱 化及び自転車道路の整備を含めた早期整備が望まれている。 また、津嘉山自動車学校前から那覇糸満線までの区間については、都市計画決定から28年が経過し沿線の建物も老朽化が進み、まちづくりへの影響や地震などの自然災害の際には甚大な被害が想定され、周辺地域の整備に大きな支障を来す恐れがある。 こうした状況から、当該路線は南部地域を唯一縦断する国道507号とあわせて当該地域の活性化や主要幹線道路網を形成する骨格道路として寄与するものであり、早期に事業を推進する必要がある。 那覇空港自動車道(小禄道路)は、沖縄自動車道と一体となって、沖縄本島全域と那覇空港間の定時性・速達性を確保し、観光産業や物流の効率化を支援するとともに、那覇市内及び南部地域の交通渋滞の緩和に資する重要な道路である。 令和5年度から那覇空港自動車道(小禄道路)の整備に伴い、名嘉地ロングランプが取り壊され、ランプ撤去箇所付近の車線減数によって周辺道路の渋滞がより厳しくなっていることから、現在と同数の車線数を

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			確保するなど、仮設道路の設置等の交通渋滞対策を講ずる必要がある。 また、当該道路の整備とあわせて、瀬長交差点に隣接する与根地区においては土地区画整理事業が進捗中であり、令和2年8月の友愛医療センターの開院に引き続き、令和4年3月には、レンタカーステーション及び大型物流倉庫の開業に伴い交通量が増加するなど慢性的な交通渋滞が発生しているほか、糸満市において今年度末に都市計画決定を予定している真栄里土地区画整理事業地区の整備計画からも国道331号については、さらなる交通量の増加が見込まれることから、交通渋滞対策として瀬長交差点の改良も必要となる。こうした状況から、那覇空港自動車道(小禄道路)の早期整備及び周辺の交通渋滞対策が必要である。
2	南部地域における軌道系を含む新たな公共交通システムの整備について	南部地域への軌道系を含む新たな公共交通システムの導入について調査検討をしていただきたい。	現在、沖縄県の鉄軌道の概略ルートは那覇〜名護間となっており、那覇以南の区間は採算性の低下を招くとして除外されている。 また、モノレールの延伸についても費用便益や採算性の課題から構想が進展していない状況である。 那覇市周辺の慢性的な交通渋滞は、観光や物流、産業活動の発展の大きな阻害要因となっており、加えて、

番号 要望事項	要 望 内 容	要望の理由
		今後の南部地域については、新たなリゾートホテルや水産物地方卸売市場の開業、物流団地の整備など更なる発展が見込まれ、交通需要のより一層の増大が予想される。 これらの状況の改善には、自家用車及びレンタカーの利用から新たな公共交通への転換が必要であり、そのためには定時定速性が確保できる軌道系公共交通の導入が最も有効であると考えられることから、将来的な交通需要の増加を踏まえて軌道系交通導入による住民生活環境の向上、観光振興の推進、地域経済の生産性の向上などの視点から、南部地域への軌道系を含む新たな公共交通システムの導入について引き続き調査検討が必要である。 あわせて、豊見城市においては慢性的な交通渋滞をはじめ、路線バスの運転手不足問題、入域観光客数の増加、道路環境整備等に伴う交通移動者増及び周辺地域の開発需要拡大など様々な課題を解決するため、新たな公共交通として都市型ロープウェイの導入を検討していることから、こうした市町村独自の取組に対し、沖縄県による助言や予算獲得の支援・協力が必要である。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
3	バスの再編について	南部地域の移動利便性の向上を図るため、バス路線の再編と路線バス事業の県営化も含めた持続可能な地域公共交通の維持・確保策について検討していただきたい。	那覇市を含む南部地域の交通渋滞は深刻な課題であり、渋滞による経済損失は計り知れないものがある。 交通渋滞を緩和するためには、自動車中心の移動から様々な交通手段を活用できる環境づくりが必要である。その中でも、持続可能な地域公共交通の役割は重要であり、運行本数の見直しやバス路線の再編が必要であることから、県が中心となって市町村とともに路線再編の準備を進めていただきたい。 また、人手不足等の影響により、バスの減便等が進むなど、県民の足である公共交通は崩壊しかねない。 振興計画の10年間で持続可能な地域公共交通の維持・確保のためにも、路線バス事業の県営化等を含めた施策についても議論を行う必要がある。
4	信号機の設置について	信号機の設置数を増加していただきたい。	近年、与那原・糸満警察署管内では、車両台数の増加に伴う道路の新設等が進められているが、十字路や T字路では、車両通過及び歩行者の横断が頻繁にあるにも関わらず信号機のない箇所が多々あるほか、信号機の設置申請を行っても、県内の信号機設置数が、令和3年4箇所、令和4年6箇所と確認しており、危険箇所など必要な場所への十分な設置ができない状況にある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			また、新型コロナウイルスの第5類移行に伴い、観光客が以前の状況に戻りつつあり、その影響も含め、通行車両も増加し交通事故の危険性が高まっている。(糸満市事故発生件数:令和3年73件・令和4年80件・令和5年10月末現在68件)ついては、同警察署管内において、信号機設置数の増加が必要であり、安心・安全な環境の整備を図る必要がある。
5	慰霊碑・戦争遺跡等について	① 沖縄戦跡国定公園や南部地域 一帯に点在する慰霊碑や避難壕 (ガマ)などの戦争遺跡の保全 等を国・県の施策として取り組 んでいただきたい。	沖縄戦により県内各地には慰霊塔・碑や避難壕等の 戦争遺跡があり、最後の激戦地となった沖縄戦跡国定 公園域内には、県内外の慰霊塔・碑が集中している。 沖縄県平和祈念財団により管理されている慰霊塔・ 碑については、清掃が行き届き、慰霊に訪れる方々を 常に受け入れることが可能となっている。しかし、同 財団の管理を受けない慰霊塔・碑にあっては、所在す る自治会のボランティアにより対応を行っているが、 時間の経過とともにご遺族や関係者による慰霊祭など の開催が途絶えるなど、ボランティアの目的が曖昧に なっているほか、建立したご遺族の高齢化等により継 承者が少なくなる中、当事者を交えた慰霊塔・碑の在 り方の検討がなお一層困難になることから、沖縄県に

番号 要望事項	要望内容	要望の理由
	② 多種多様な「戦争遺跡」の現状に応じた取扱い指針等を制定していただきたい。	おいて統一した管理方法の検討が必要である。 また、戦争の物言わぬ語り部である避難壕(ガマ)にあっては、崩落がみられるなど劣化が進行し、立入禁止箇所が増加している。 避難壕(ガマ)は戦争遺構として、平和学習や戦争の追体験をするうえで重要な役割を担っているとともに、平和観光の重要な資源となっていることから、沖縄県において保存公開に向けて取り組んでいる第32軍司令部壕のように他の避難壕(ガマ)についても国・県の重要な施策として位置づけ、その保存に取り組む必要がある。 沖縄県内には、自然洞穴(ガマ)、旧日本軍による軍事関連施設跡、銃弾痕等が残る石垣や近代建造物(コンクリート製建造物)等の多種多様な戦争遺跡が確認されており、近年、その取扱いについての協議調整が増加し、個別に保存策等の対応をしているところである。 沖縄県教育委員会は、平成10年度から平成17年度まで実施した戦争遺跡詳細分布調査、また平成22年度から平成26年度まで実施した戦争遺跡詳細確認調査によって、1076件の戦争遺跡を確認して県内

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			の多種多様な戦争遺跡の概要を把握し、戦争遺跡を埋蔵文化財とする方向が望ましいと結論付けたものの、どのようなものを戦争遺跡として扱うのかなどの具体的な対象範囲についての指針等は示しておらず問題が生じている。
6	緊急浚渫推進事業債の継続について	令和2年度から令和6年度の事業期間である緊急浚渫推進事業債を継続していただきたい。	近年、異常気象による集中豪雨が多発している状況 において、普通河川に堆積する土砂の浚渫工事や維持 管理に大変苦慮しているなか、総務省の「緊急浚渫推 進事業」を活用し普通河川の浚渫工事に取り組んでき た。 しかし、同事業は令和6年度で終了するが、河川の

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
			浚渫は継続的に実施しなければならず、今後単独事業 で行うことは自治体にとって多大な財政負担であり非 常に厳しいことから、令和6年度以降も同事業の継続 が必要である。
7	緊急自然災害防止対策事業債の継続にについて	令和3年度から令和7年度の事 業期間である緊急自然災害防止対 策事業債を継続していただきたい。	糸満市では、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、 字武富地区急向斜地崩壊対策事業を令和4年度から実施し、令和6年度完了を目指している。 また、近年における異常気象による集中豪雨が多発している状況において、土砂災害等の拡大を防止することを目的として、糸満市内の他地区や八重瀬町においても緊急自然災害防止対策事業債の活用を見込んでいる。 しかしながら、同事業債は令和7年度で終了予定となっているが、土砂災害の対策工事は継続的に実施しなければならず、令和8年度以降単独事業で行うことは自治体にとって多大な財政負担であり非常に厳しいことから、令和8年度以降も同事業の継続が必要である。
8	国民健康保険事業への財政支 援等について	沖縄県国民健康保険が抱える特 殊事情に留意し、国に対する財政	国保県単位化に伴う公費拡充は全国的に行われているが、沖縄県国保財政は医療費・所得水準等の市町村

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		支援要請をより一層強く働き掛けを行っていただき、沖縄県は財政運営の責任主体として、政策的な決断による法定外繰入れを実施していただきたい。また、事業費納付金の急激な増額は市町村国保財政に多大な影響を及ぼしており、その要因となる医療費水準の格差を分析し、財政の不均衡を解消していただきたい。	(保険者)格差や、前期高齢者交付金では全国平均の 半分程度の交付割合となっている。 沖縄県は、前期高齢者財政調整制度の開始から現在 までの差額は得られないまま、国保新制度へ移行した ことが沖縄県国保財政の収支不均衡を招いている。県 は、国に対して他交付金の活用をも踏まえて財政支援 の要請を強く求めると共に、県による積極財政として 沖縄県国保特別会計へ政策的繰入を行っていただきた い。 また、市町村ごとの事業費納付金では、被保険者間 の負担の公平を図るため医療費水準を反映させない仕 組みとし、決算剰余金が生じた場合は、各市町村の負 担割合に応じて返還を行うなど、県内市町村国保の財 政不均衡が生じないよう堅実な取り組みが必要である。
9	医療費助成事業の拡充について	令和4年度から沖縄県こども医療費助成事業の通院対象年齢が拡充され、現物給付も補助対象とされている。 同様に、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業につい	令和4年度から沖縄県こども医療費助成事業の通院 対象年齢が拡充され、現物給付も補助対象とされてい る。 一方、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業、 沖縄県重度心身障害者医療費助成事業においては、補 助対象を「償還払い方式(自動償還含む)」としてお り、「現物給付方式」を補助対象としていない。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		ても、補助対象を「現物給付方 式」まで拡充し、各医療費助成制 度をさらに充実していただきたい。	病児等を抱える家庭の医療費の負担は、母子及び父子家庭等や重度心身障がい児(者)にも同じように発生するものであるが、家庭の構成や障害の有無で助成内容に格差が生じている現状がある。医療費の心配なく診療を受けることのできる体制づくりは、母子及び父子家庭等や重度心身障がい児(者)の家庭等においても切実な願いであること、また、健康格差を生じさせないためにも、補助対象「現物給付方式」まで拡充し、制度の充実を図る必要がある。
10	消費者安全施策について	① 沖縄県にあっては、消費者安全法(平成21年法律第50号)第7条に基づき「消費者安全の確保に関する基本的な方針」第2-1-(3)を次のように変更する提案を国に行っていただきたい。 ② 沖縄県教育庁にあっては、高校生向けの消費者教育の充実に努めていただきたい。また、進学や就業を前にした高校生に対	消費者生活相談員の処遇の改善は、人材の確保や離職の抑制が課題とされる同職の継続に照らして重要である。 これについて、財源の支援や報酬基準の告示などを国には率先して図られたいことから、国の方針たる「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の変更を沖縄県知事から提案する必要がある。 内閣府沖縄総合事務局の資料によれば、九州各県の消費相談件数において、20代の構成比が最も高いのは沖縄県である(令和4年度)。また、沖縄県における相談のうちいわゆる「インターネット関連の副業ト

番号	要 望 事 項	要望内容	要望の理由
		して、テキストや消費相談専門 員との連携による消費問題の学 習機会を充実させ、契約者主体 としてのリテラシーを涵養して 社会に送り出していただきたい。	ラブル」が最も多いのは、全年代中20代となっている。 このように年代が消費者トラブルに巻き込まれる背景には、インターネットに親和性がある年代であることに加え、契約等に関する知識や注意意識が十分に涵養されていないことも考えられる。知人・友人からの「儲け話」に乗る形で名義を貸し、500人もの県内大学生が消費者金融から数十万~百数十万円もの借金をおったという事件も生じている(沖縄名義貸し事件、2017年)。 消費者に対する啓発は全年代を通じて行われる必要があるが、令和4年から成年年齢が18歳になったこともあり親の同意を得ずに様々な契約ができるようになったことから、進学や就職を前にした高校時代に均質な情報を一斉に提供できる得難い時期の教育を所管する県教育庁にあっては、子どもたちを賢く慎重な契約者主体として社会に送り出す必要がある。
11	学校給食費無償化制度の早期 実現について	学校給食費無償化について、全額県費負担による制度確立を早期に実現していただきたい。	学校給食は、新学習指導要領特別活動編において、 望ましい食習慣の形成を図ることの大切さを理解する ことなどの目標を定め、教育活動の一環として位置づ けられている。

番号	要 望 事 項	要望内容	要望の理由
			また、学校給食費については、平成30年度に文部科学省が実施した「子どもの学習費調査」の結果、公立小中学校の学校教育に支出した経費の中で最も高額であると報告されている。 こうした中、子どもの貧困対策はもとより、子育て世帯の負担軽減を図るため、学校給食費無償化や学校給食食材に係る物価高騰対応を実施している市町村も急速に増えてきているが、今後の国の交付金等の動向は不透明であり、また市町村独自で継続するには財政的負担も大きく、財政状況によっては地域格差が生じることが考えられる。 子育て支援に関する施策は全県的な課題であり、沖縄県内どこに住んでいたとしても教育費負担や子育て支援に地域格差が生じないよう、かつ安定した学校給食が受けられるよう、知事公約である「学校給食費無償化」について、全額県費負担による制度の確立を早期に実現する必要がある。
12	沖縄県立離島児童生徒支援センターの拡張について	沖縄県立離島児童生徒支援センターに入寮できない離島高校進学生徒に対し、公平な教育の環境整備を確立し、入寮希望者を全て受	沖縄県立離島児童生徒支援センターは、南部離島町 村から長年の強い要望により設置が実現し、離島生徒 の高校進学に際し、一家転住や島と本島との二重生活 による経済的負担や、経済的要因等に左右されない公

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		け入れできる施設の整備をしていただきたい。	平な教育環境整備の必要性等により平成28年1月より運用が開始され、離島生徒の教育の不利性解消が図られているところである。 しかし、近年、全離島において那覇近郊への高校進学者の増加等により、当センターの入寮希望者が多く1学年40名入寮枠では、入寮枠に対し応募者が大きくオーバーするのが現状で、入寮希望者に対する対応は不可能である。 次世代を担う子どもたちが安心・安全に学び、誰一人取り残さない公平な教育環境整備を図り、子ども達が希望する高校へ進学できるよう、当センターを早期に拡張する必要がある。
13	沖縄振興公共投資交付金について	① 令和6年度以降における公園整備事業及び街路整備事業実施のため、沖縄振興公共投資交付金(ハード交付金)の所要額を増額していただきたい。	沖縄振興公共投資交付金(ハード交付金)の配分減額により、公園整備事業及び街路整備事業の用地補償の買い取り要望などに対応できないことや、工事による整備に遅れが生じていることにより、事業の進捗が停滞し、計画的な取り組みが厳しい状況となっている。沖縄振興予算については、継続的に所要額が確保できるよう強く要望する必要がある。 那覇市において、沖縄振興公共投資交付金の減額幅

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		投資交付金(家賃低廉化事業)の所要額を確保していただきたい。	が著しく大きい「家賃低廉化事業」は、助成期間が公営住宅建設後10年間と制限があり、配分されない対象分を後年度に請求することはできないものである。令和5年度の本市配分額は0.3%(当初配分時点)と極めて低い配分を余儀なくされ(県の配分方針)、平成28年度から令和4年度にかけて交付されずに取りこぼされた額は約13億円にものぼる。公営住宅整備事業に要した地方債の償還財源となる「家賃低廉化事業」の歳入減は、那覇市の財政運営に多大な影響を及ぼしており、早期に財政支援が必要である。そのため、所要額を確保できるよう国に対して強く働きかけていく必要がある。
14	沖縄師範健児の塔やその関連施設の県営沖縄県平和祈念公園への編入及び崖下の不法投棄ごみ地帯に埋蔵する戦没者遺骨収集並びに不発弾等の撤去について	沖縄師範健児の塔やその関連施設の県営沖縄平和祈念公園への編入及び崖下の不法投棄ごみ地帯に埋蔵する戦没者の遺骨収集並びに不発弾等の撤去について適正な対策を行っていただきたい。	沖縄師範健児の塔は、建立から78年経過しており、 老朽化が激しく遺族会の高齢化等もあり管理者が曖昧 である。 特に、参道部分の階段は大きなひび割れが発生し、 石垣は倒壊の危険性があり、さらに車道がなく利便性 が悪い状況である。 沖縄師範健児の塔周辺は慰霊祭や平和学習の場とし て毎年多くの観光客や参拝者が訪れる場所であり平和

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			祈念公園と等しく、平和を発信する場として安心・安全に参拝できるよう同公園への編入を行い、国・県において適切に維持管理を行う必要がある。また、沖縄師範健児の塔南側の崖下やその一帯には、平和祈念公園内から投棄されたと思われる不法投棄ごみ等があり、これまで沖縄県と糸満市が連携し、ボランティア清掃を実施してきたところであるが、戦没者の遺骨や不発弾等が埋蔵している可能性があることから、戦後処理の一環として、不法投棄ごみ地帯に埋蔵する戦没者の遺骨収集及び不発弾等の撤去を早急に行う必要がある。
15	公共下水道の整備について	沖縄振興公共投資交付金配分額 の増額及び令和8年度以降の沖縄 振興公共投資交付金の予算確保に 向け取り組んでいただきたい。	沖縄県の下水道事業については、沖縄汚水再生美ら水プラン2023において令和8年度に向け早期整備に努めることとしているが、近年の沖縄振興公共投資交付金の配分は年々減少傾向にあることから、下水道整備が遅れている状況にある。 一方で、沖縄県内においては、人口増加や市街化区域の拡大など今後も下水道整備(未普及対策)を必要とする区域が多く残っており、良好な都市環境を保持するために必要不可欠となっている。 以上のことから、沖縄振興公共投資交付金配分額の

番号	要	望	事	項	要 望	内 容	要	望	の	理	由	
							増額及び令和8	年度以	降にお	いても	別き続き同交	で付金
							で下水道整備が	できる	よう取り	り組む必	必要がある。	
16	久高島高	速ブ	ロー	ドバンドイ	知念半島から	久高島に繋がる高	南城市久高島	やうる	ま市津	堅島でに	は役所機能カ	がない
	ンフラ整備	につ	いて		速ブロードバン	ノド網(光ファイ	ため、県が実施	する海	底光ケ	ーブル	整備事業の対	付象外
					バー)の整備を	していただきたい。	となっており、	高額な	費用を	要する	毎底光ケーフ	ブル敷
							設を市単独で実	施する	ことは	厳しく、	急速に進展	屡する
							DX化の波に両	i島が取	り残さ	れるこ	とを危惧して	こいた
							ところであるが	、令和	5年7	月9日4	の新聞報道に	こおい
							て、県事業によ	る両島	への海	底ケー	ブル敷設を検	検討す
							るとの報道があ	り、本	市とし	ても、注	毎底ケーブル	刺設
							の事業化に光明	が差し	非常に多	安堵した	こところであ	る。
							離島では、そ	の抱え	る不利	性によ	り、移住・定	2住が
							進まず人口流出	が課題	となっ	ており、	防災、教育	〕 、医
							療等の多分野で	のDX	活用が	求められ	れていること	こから
							海底光ケーブル	レ敷設の)早期第	実現を 強	食く求めると	さに
							事業実施に向け	ての具	体的な	スケジ	ュールを示す	心要
							がある。					
							久高島、津堅	島にお	いても	他の離れ	島と同様に生	三活を
							営む沖縄県民が	いる。	沖縄県	知事に	おいては「誰	生一人
							取り残さない優	しい社	会の実	現」を調	訴えおり、交	で通条
							件や自然的・紹	済的条	件が厳	しい離れ	島(辺地)に	こつい

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			ては、是非とも沖縄県による事業化に向けた取り組み が必要である。
17	報得川の早期整備について	報得川の世名城橋から赤田橋までの区間を早期に整備していただきたい。	現在、報得川の河川改修事業が進められているが、 八重瀬町における区画整理事業に伴い住宅開発が進み、 市街地が拡大している状況の中、近年の異常気象によ る集中豪雨や台風等で洪水被害が発生し、河川沿いに ある東風平中学校への浸水によって生徒・教職員の生 命が脅かされる等、極めて危機的状況であり、また道 路の冠水及び作物被害も頻繁にでていることや、事業 の進捗により、要請区間に取り付く支線排水路(町管 理)の新規改修事業が採択出来ない状況のため、早急 な整備が必要である。
18	成年後見制度利用支援事業について	成年後見制度利用支援事業について、沖縄県独自の市町村への財政支援をしていただきたい。	成年後見制度利用支援事業は、市町村によって事業 実施の有無や実施内容にばらつきがあるため、住所の 異動に伴い後見人等への報酬が助成できないという状 況が生じている。 また、南風原町には精神科病院が4施設あり、精神 障がい者の特性上、身上監護等の支援を必要とする方 が多いなか、親族からの支援が乏しく、成年後見制度 の利用相談が増えている現状がある。その要支援者の

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
			住所が病院の住所になっているという事例があり、精神科病院のある市町村では、報酬助成の負担がより多く生じる。 成年後見制度利用支援事業は、国の補助金があるが、市町村負担もあるため、今後利用者が増えていくと財政的に負担である。国も成年後見制度利用を推進しており、支援環境を整えるためには、どこの市町村でも同じような内容で利用できる体制と市町村負担の不公平感を改善するため、沖縄県独自の財政支援が必要である。
19	マリンタウン東浜水路の浚渫について	水路近隣住民の生活環境改善と与那原町の観光振興のため、早急に水路の浚渫をしていただきたい。	与那原町では、平成30年2月に与那原町観光実施計画を策定しており、「大綱曳」、「水路」、「MICE」を優先的に取組むべき3つの重点事項として位置づけ、その推進を図っている。 また、中城湾港マリンタウンプロジェクトにより整備された与那原マリーナや埋め立てにより創設した東浜水路を本町の新たな観光資源として様々な施策を推進している。 加えて、沖縄県・西原町・与那原町において策定したマリンタウンMICEエリアデザインコンセプトにおいては、与那原マリーナや東浜水路などをブルーパ

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			スと位置づけ、海洋リゾートの拠点や水辺のリゾート回廊空間の創出として計画している。 さらに、令和4年8月には、沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画も公表され、沖縄県と連携を図りながら大型MICE施設を中心とした魅力ある周辺環境整備に取り組んでいる。 しかしながら、現在の水路は、土砂やヘドロが堆積しており、干潮時には悪臭の発生要因となるため、観光資源として十分に活用できない状況であるとともに、近隣住民の生活へも悪影響を及ぼしている。 本町においても水路の水質改善のため、下水道接続助成金制度を創設し下水道の普及に鋭意取組んでいるが、その問題を根本的に解決するためには、水路の浚渫は必要不可欠であると考えている。 ついては、本町の観光振興と水路近隣住民の生活環境改善及びMICEエリアの観光客受入環境改善のため、早急に水路の浚渫を実施する必要がある。
20	海洋深層水大規模取水設備等 の新設実現について	脱炭素社会の実現に向け、大規模取水設備及び海洋温度差発電設備を整備していただきたい。	2050年度脱炭素社会の実現を目指す沖縄県は、 クリーンエネルギーの導入拡大を推進している。しか しながら、昨今の二酸化炭素などの温室効果ガス増加 に伴う気候変動は、気候に関する記録が相次いで塗り

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			替えられるなど、地球温暖化の影響がいかに深刻かつ 広範囲に及んでいるかが浮き彫りとなっている。 このような中、沖縄県が掲げる2030年度の再生 可能エネルギー電源比率の挑戦的な目標26%を達成 するためには、世界に先駆けて海洋温度差発電の実証 に成功した海洋再生可能エネルギーの開発・実用化促 進が必要不可欠である。 そのため、エネルギーの低炭素化、自立分散化、地 産地消化に向け、大規模取水設備及び海洋温度差発電 設備の整備が必要である。
21	渡嘉敷診療所の災害時の環境整備について	渡嘉敷診療所へ非常用発電機を確保していただきたい。	渡嘉敷診療所では、非常用発電機がないため、台風 の災害時には役場の一室を借りて急患対応を行ってい る。また、薬品等も同様に役場の冷蔵庫で一時的に保 管している状況である。 こうした状況から、現在、こども医療センターで非 常用発電機を購入する予定があるが、最低限の電力供 給を想定しているため、災害時の停電等に備え、環境 の整った診療所内で医療行為が行えるよう、長時間対 応可能な非常用発電機の確保が必要である。
22	駐在所の設置について	阿嘉・慶留間地域に駐在所を設	座間味村は平成26年3月に「慶良間諸島国立公

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		置していただきたい。	園」の指定を受け、平成27年から4年連続で年間約10万人の観光客が訪れるようになり、観光産業は村の活性化に大きく寄与しているが、治安上の不安も増大し、夏季の繁忙期には応援の警察官の派遣で対応している。 現状での駐在所は座間味島にだけ設置されているため、阿嘉島・慶留間島において各種事案が発生した場合、座間味島駐在の警察官が船で島渡りをしなければならない。また、荒天や夜間の場合は対応ができないこともあり、阿嘉島・慶留間島の住民からは警察官の常駐について強い要望があるほか、近年の新型コロナウイルス感染症の緩和により、急激に観光客が増加していることから、安心・安全な村づくりのため、阿嘉・慶留間地域に駐在所を設置する必要がある。また、当該要望事項に対する県の措置状況において座間味村と調整を進めているとあるが、今後の計画について具体的な対策を示す必要がある。
23	県道185号線(粟国港線) の改修について	県道185号線(粟国港線)の 港湾進入路の拡幅整備を早期に実 施していただきたい。	港湾進入路が狭小であり、公共工事等で使用される 大型車両の通行に支障をきたしている。 港から村内へ進入する唯一のルートであることから 早期に改修する必要がある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
24	渡名喜漁港の整備について	渡名喜漁港内にある漁船補修作業施設を修繕していただきたい。	令和5年8月に襲来した台風6号により渡名喜漁港内にある漁船補修作業施設の屋根の一部が破損し、漁船の補修及び修繕に支障が生じている。 そのため、漁船の安全な操業と維持管理を図るため、早急に修繕する必要がある。
25	南大東村港湾整備について	南大東港亀池地区漁船溜まり場の整備拡張をしていただきたい。	南大東村においては、南大東漁港の整備に伴い、担い手及び新規漁業者の増、漁船の大型化が図られ、産業の少ない離島村において水産業の発展が大きく期待されている。 しかしながら、ソデイカ漁の最盛期である11月から4月までの間、冬季季節風の波浪により南大東港からの漁への出入港ができない大変厳しい状況にある。現状においても11月から4月までの間は、南大東港亀池地区の漁船溜まり場を使用して出漁しているが、漁業者の増や漁船の大型化により湾内を含め漁船溜まり場が狭隘な状況にある。 以上のことから、年間を通して操業できることが水産業の発展につながるため、南大東漁港の使用と共に利用できる南大東港の反対側の南大東港亀池地区の漁船溜まり場を整備拡張する必要がある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
26	北大東港船溜まり場の整備について	北大東港北地区に小型船舶用の船溜まり場を整備していただきたい。	北大東村には、3地区に港はあるものの、自然の入り江がなく島の特性上、荷役作業に必要な静穏性を確保することが容易でない。また、漁港の開港により漁師の操業に係る条件は格段に改善されたが、観光客やスキューバダイビング等に対する遊漁船案内など、島の周囲海域にある豊かな資源を活用した新産業の創出や水産業の振興発展のため、現在の漁港とは反対側に位置する北大東港北地区に、漁業の操業に係る条件を補完し、地域の実情に見合う安定したサービス提供を行うため、小型船舶を対象とした船溜まり場の整備が必要である。

4. 宮古地区提出要望事項

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
2	宮古空港の機能強化について	宮古空港において駐機スポット及び平行誘導路の設置等の機能強化に向けて取り組んでいただきたい。	宮古島市では平成27年1月の伊良部大橋開通以降、コロナ禍による一時的な減少を除き、入域観光客数は増加しており、それに伴い空の玄関口である宮古空港では、空港開設当初の想定旅客需要を大幅に上回り、航空機の大型化や就航便数が増加している現状にある。一方で、同空港には平行誘導路が設置されていないことに加え、駐機スポットが5箇所と少ないことから、離発着便が重なる時間帯は、航空機が乗客を乗せたまま長時間待機する事態も発生しており、市民及び観光客の利便性や満足度に影響を及ぼすとともに、離発着便の数を制限しなければならない状況にある。また、発着便数や旅客数の増加に併せて、輸送貨物量も大幅に増加していることから、現在の貨物取扱施設では保管スペースが不足する状況が生じており、入出荷作業に支障をきたしている。ついては、増え続ける旅客数や輸送貨物に対応するため、平行誘導路の設置、駐機スポットの増設及び貨物取扱施設の拡張など宮古空港の機能強化へ向けて取り組んでいただく必要がある。
3	与那覇前浜海岸の浸食対策について	沖縄県管理である与那覇前浜海 岸の浸食に対して早急に対策を講	与那覇前浜海岸は、台風時の高波等の影響により大きく浸食されており、流された砂は戻ることも無く、

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
		じていただきたい。	年々、砂浜が減少している。また、浸食は背後地にも および、遊歩道が一部崩落している危険な状況にある。 県においては、海岸浸食に関する周辺海域の調査を 行っているが、浸食を防止する工事等の保全対策を講 じなければ更に浸食が進み、宮古島市の代表的な観光 資源である美しい砂浜の景観だけでなく、安全面も損 なわれる懸念がある。 ついては、引き続き海岸浸食の原因究明を行ってい ただき、浸食を防止する工事等の保全対策を早急に講 じていただく必要がある。
4	医師・看護師等の安定的な確 保について	離島・過疎地域における医師・ 看護師等の確保により、安心して 医療を受けられる体制の強化を 図っていただきたい。	離島・過疎地域における医師及び医療従事者の不足は年々厳しさを増しており深刻な状況となっている。 県立宮古病院においても、医療従事者の配置が逼迫しているとして、令和5年10月より一部の病床を休止し診療制限が行われている。 ついては、離島住民が安心して医療を受けられるよう、医師・看護師等の医療従事者の安定した確保について支援をいただく必要がある。
5	離島に住む癌患者の医療にか かる負担軽減について	離島に住む癌患者の負担軽減を 図るため、専門医の常駐や無菌室	宮古島市は離島であることから医療体制が脆弱な状況にあり、特定の疾患を有する方は、治療・通院のた

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		の設置など医療環境の整備を行っていただきたい。	め島外への移動を余儀なくされ、経済的に多大な負担を強いられている。 特に血液癌患者については、抵抗力が弱く、慢性的に貧血な状態にあり、治療のための島外への渡航は、精神的・体力的にも大きな負担となっている。 ついては、離島に住む癌患者の負担軽減を図り、島内で安心して必要とする医療が受けられるよう、血液専門医・腫瘍内科医の常駐、無菌室の設置及び放射線治療等の環境を整備していただく必要がある。
6	農林水産物流条件不利性解消事業における輸送単価の見直しについて	農林水産物流通条件不利性解消 事業における航空輸送単価を令和 3年度までの制度単価である11 5円へと見直していただきたい。	農林水産物流通条件不利性解消事業の実施については、船舶輸送を基本とするコールドチェーン体制の構築が不可欠であることから、宮古島市では現在構築に向けて実証事業に取り組んでいるものの、体制の構築実現は最短で令和7年度になると見込んでいる。 一方で、コールドチェーン体制の構築が無いまま船舶への輸送へと転換した場合、ゴーヤ等の品目については輸送日数が増加してしまう関係から、品質の低下・劣化が懸念され、ひいては拠点産地としての信頼低下に繋がることを危惧している。 ついては、コールドチェーン体制が構築されるまでの間、航空輸送単価を令和3年度までの航空輸送単価

番号	要 望 事 項	要望内容	要望の理由
			と同額の115円へと見直していただく必要がある。
7	産業廃棄物の処理にかかる輸送費への補助について	島外での処理が必要なため、沖縄本島地域と比較して割高になっている離島の産業廃棄物処理について、輸送費補助等の支援をしていただきたい。	産業廃棄物については、適正処理のため分類別に特定事業者による処理が必要となるが、宮古島市内での民間の廃棄物処理業者は限られており、また離島という地理的事情により陸路で近隣市町村の処理事業者へ搬出することも出来ないことから、使用済タイヤ等は島外の事業者へ海上輸送にて搬出し、処理を行わなければならない状況にある。 県においては、実態調査や排出事業者に対して指導等を行っているが、沖縄本島など島外へ海上輸送での産業廃棄物処理は、陸路による搬出での処理と比較して割高となるため、沖縄本島地域より離島の排出者の負担は非常に高額となっている。 ついては、離島ならではの地理的不利性の解消を図るとともに、廃棄物の適正処理により不法投棄を防止し、美しい島の環境を保全するため、島内で処理が出来ない産業廃棄物に対して海上輸送費の補助を行う等の支援をしていただく必要がある。
8	宮古広域公園の早期整備について	宮古広域公園の早期整備に向け、 引き続き取り組みを強化していた	宮古地区は、県内で唯一県営広域公園が整備されていないことから、多くの市民等から長年同公園の整備

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		だきたい。	が望まれてきた。 県においては、「海と浜辺を生かした広域公園」として前浜地区に宮古広域公園の整備が決定し、令和2年7月には宮古広域都市計画公園事業の事業認可を受けたことから、事業の着実な推進と実現に大いに期待しているところである。 ついては、民間の創意工夫及び運営能力の積極的な活用も検討しながら、早期整備の実現に向け、引き続き取り組みを強化していただく必要がある。
9	離島における船員不足の解消 と宮古島市の県立高等学校学生 寮の建設について	離島県として、子供達が海に関わる職業を志すよう、船員職業の認知度向上につながる取り組みを推進していただくとともに、定員割れが生じている宮古総合実業高等学校海洋学科入学者数の増加を図るため県立高等学校の学生寮を建設していただきたい。	離島である宮古島市においては全貨物取扱量のうち98パーセント以上を海運に依存しているが、少子高齢化の進行等により、県内航路事業者の船員の減少傾向が懸念されている。今後、船員不足による船舶の運行スケジュールの乱れや離島への物資の輸送遅延、輸送容量の制約や運航コストの増加等により、日常生活への影響や離島住民・事業者へさらなる経済的負担が生じる可能性がある。また、宮古島市には宮古総合実業高等学校海洋学科があるが、学生寮がないため、入学者が島内から通学可能な生徒に限られていることもあり、毎年定員割れ

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			が生じている状況にある。 ついては、離島県として子供達が海に関わる職業を 志すよう、船員職業の認知度向上につながる取り組み を推進していただくとともに、県内で2校しかない水 産・海洋に関わる高等学校のうち、定員割れが生じて いる宮古総合実業高等学校海洋学科入学者数の増加を 図るため、県立高等学校の学生寮を建設していただく 必要がある。
10	離島の道路橋りょうの維持・保全について	県道平良城辺線(平良西里地区)の市道移管と併せた市道来間 大橋線の県道移管について、早期 実現に向けて取り組みを強化して いただきたい。	宮古島と来間島を結ぶ来間大橋は、延長1690mと日本で一番長い農道橋として県が整備した後、来間大橋線として市道認定され、離島の産業振興と定住環境を支えるインフラとして重要な機能と役割を果たしている。 一方で、平成7年3月の開通から28年が経過していることもあり、今後の維持・保全に向けては大規模な改修が必要であると見込まれているが、延長が長く、大型な道路橋りょうについては、財政基盤の面および技術的専門性の面から、市町村レベルでの対応は困難な状況にある。 ついては、沖縄振興計画においても「離島の道路橋りょうについては、地域特性に応じた整備と計画的な

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			維持管理、補修、補強及び更新に取り組む」と示されていることから、県道平良城辺線(平良西里地区)の市道移管と併せた市道来間大橋線の県道移管について、早期実現に向けて取り組みを強化していただく必要がある。
11	若者の定住促進に資する環境整備について	地域特性に応じた住居環境の形成および定住促進住宅の整備等への支援を行っていただきたい。	宮古島市では、伊良部大橋の開通、下地島空港旅客ターミナルの供用開始、集客力の高いホテルの建設等によって入域観光客が大幅に増加しており、観光産業の活性化等に起因して人口も増加している。一方で、人口増加を背景に、アパートなど民間賃貸住宅の建設も増えており、その多くは市町村合併前の旧平良市に集中し、少子高齢化が進行している旧町村地域では民間投資による賃貸住宅の整備は進んでいない現状である。そのため、公共により空き家の活用や定住促進住宅を整備する等、若者が旧町村地域へ移住し、住み続けていける環境の整備が必要である。ついては、地域特性に応じた定住化等に向け、県営住宅の新たな整備や、魅力ある居住環境の形成および定住促進住宅の整備等への支援を行っていただく必要がある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
12	宮古空港横断トンネル整備について	宮古空港周辺においては、今後も人流・物流の増大が予想されることから、交通ネットワークの機能向上に向け宮古空港横断トンネルの早期整備に取り組んでいただきたい。	これまでコロナ禍の影響により減少していた宮古空港の利用者数は、収束に伴い令和5年には170万人余とコロナ禍前と同水準まで回復しており、今後も増加していくことが想定される。特に空港東側においては、スポーツ観光交流拠点施設と大規模集客施設が隣接しており、近隣地区では宿泊施設が増加していること、並びに千代田地区においては自衛隊駐屯地があることで人流・物流が大幅に増加している。加えて空港西側では令和3年1月に開庁した宮古島市役所総合庁舎周辺一帯では、朝夕の通退勤時間帯において交通渋滞が発生するなど市民生活に影響が出ており、港から総合庁舎及び空港を結ぶ軸となる高効率のアクセス道路の整備が課題となっている。これらを鑑み、宮古島市においては、空港横断トンネルの早期実現に向け平成28年11月に「整備促進期成会」が発足し、県へ要請活動を実施するなど、その必要性は多くの離島住民が感じているところである。ついては、交通ネットワークの機能向上に向け、宮古空港横断トンネルの早期整備に取り組んでいただく必要がある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
13	離島における乳幼児健診の体制について	離島での乳幼児健診における小 児科医師派遣について、継続した 協力をいただきたい。	乳幼児健診は、母子保健サービスの基本であり、疾病の早期発見、早期治療、育児支援等のために重要なものであるが、実施には小児科医師及び専門職を配置することが必要不可欠である。 宮古島市でも医師の確保に努めているが、離島における地理的事情等も相まって確保は困難な状況であり、県立宮古病院の小児科医師の協力が欠かせない現状にある。 ついては、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療、育児支援等のためにも、今後も県立宮古病院の小児科医師の乳幼児健診への派遣について継続した協力をしていただく必要がある。
14	多良間港(前泊地区)公園整備 について	村民及び観光客等の憩いの場として多良間港(前泊地区)公園の整備をしていただきたい。	美しい海浜景観の保全など持続可能な観光地づくりに向けて、自然環境と住民生活の安らげる場づくりに取り組む必要があることから、モクマオウなどの雑木が生い茂り、荒れ放題となっている多良間港(前泊地区)の景観整備が必要である。 ついては、村民及び観光客等の憩いの場として公園整備をしていただく必要がある。

5. 八重山地区提出要望事項

番号	要 望 事 項	要望内容	要望の理由
1	GIGAスクール構想における補助制度の拡充及び環境整備に係る財政的支援について	GIGAスクール構想の推進にあたっては、地域格差を生じさせないための補助制度の導入や財政措置を拡充していただきたい。	GIGAスクール構想において、円滑かつ強力に推進していくために必要な財政措置を講じていただきたい。ネット利用にあたり地域格差を生じさせないため、各圏域への大容量通信環境の整備及びSINET接続にあたり要する費用について補助制度を導入していただきたい。また、学校ICT支援員の安定的な配置、今後導入されるクラウドサービス活用学習者用デジタル教科書などを想定した超高速インターネット利用環境を効果的に実現・維持できるような財政措置の拡充のほか、ネット回線使用料等を含め、本構想の効果的な運用に関する経費及び整備した端末の更新においても、補助制度を導入していただきたい。加えて、休校となった学校が再開される場合における校内LAN構築に関する費用についても、補助制度を導入する必要がある。
2	旧八重山病院跡地の利活用について	旧八重山病院跡地については、 広く県民、八重山郡民の利益享受 を優先とし、公共性の高い利活用 をしていただきたい。	平成30年10月に沖縄県立八重山病院が新築移転したことに伴う旧八重山病院跡地の利活用については、貴県ホームページ及び報道等によると、「県立八重山病院職員宿舎整備に係る基本構想策定業務」において、当該跡地を計画予定地として想定しているとのことである。

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
			当該跡地は、路線バスの運行地域であることから、 島内北部・西部地域住民や、八重山圏域離島住民の交 通利便性も高く、その利活用のあり方については八重 山郡民の期待も大きい。 本圏域の高齢者人口や要介護認定者数の増加により、 介護サービス等の需要増加が見込まれる中で、新・沖 縄21世紀ビジョン基本計画では、八重山圏域の医療・福祉サービスの充実について、「誰もが安心して暮らし、活動できる生活環境の形成に向けては、福祉サービス等の基盤及び活動拠点の計画的な整備を推進し、総合的・一体的な保健・福祉サービスの充実に取り組む」とされている。 また、当該跡地は県有地であり、県民共有の資産であることから、広く県民・八重山郡民の利益享受を優先することが望まれることから、当該跡地の利活用にあたっては、本圏域の高齢者福祉医療政策の根幹を担う、公共性の高い医療機関等の整備のために利活用する必要がある。
3	離島児童生徒への派遣費助成について	離島市町村の児童生徒の派遣に 対し、経済的負担が沖縄本島の児 童生徒と公平になるよう、将来に	石垣市では児童生徒が沖縄県内外の大会に参加する際に、一括交付金を活用し、航空運賃等の助成をおこなっている。また個人参加や楽器等の輸送費も助成対

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		わたって継続する助成制度を設けていただきたい。	象とし、児童生徒及び保護者の負担軽減を図っており、必要不可欠な制度となっているが、一括交付金は期限付きの制度である。 県外派遣に加え、沖縄本島で開催される県大会等についても児童生徒及び保護者は、航空運賃・宿泊費・食費・移動費等経費は高額となり負担が大きい。トーナメントを勝ち進み、1人で複数回渡航が必要な場合もあり、さらに負担が増える現状もある。比べて沖縄本島の家庭においては経費負担は少ない。 離島の交通・生活コストの低減ならびに地理的要因によって、島外の児童生徒との交流をもち、体験することが損なわれないよう、教育機会の拡充を図ることは県の「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げられていることからも、このような離島の不利性の克服に対しては、本市のみならず県内離島市町村すべての共通課題であることから、県が主体となり、将来に渡り継続する助成制度の創設を図る必要がある。
4	市内空港・港湾施設の早期の機能強化について	空港・港湾施設の機能強化に向けた調査の実施等、早急な予算措置を講じるよう国に働きかけていただきたい。	新石垣空港が平成25年に開港したことで、開港前年の年間乗降客数である約162万人から増加の一途をたどり、令和元年は約260万人まで増加し、貨物取扱量も同様の増加傾向である。これは、新空港整備

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			における計画段階の将来予測を上回っている。 新石垣空港への乗降客数は今後も更なる増加が見込まれることから、新石垣空港の機能を拡充し、受け入れ態勢を充実させることで、沖縄県が掲げる観光客数1200万人目標へ貢献することが可能になると考える。また、観光客の受入態勢拡充や本市経済振興の観点に加え、万一有事等の事態が生じた場合の住民の生命・身体・財産の十全な保護、特に新石垣空港の滑走路の延長やエプロン拡充など、空港・港湾施設の機能強化に向けた調査の実施等、早急な予算措置を講じる必要がある。
5	狩猟者研修センター(射撃場)の建設について	県内に射撃場や狩猟者研修センター等の施設がないため、建設に向け取り組んでいただきたい。	石垣市は、基幹産業のサトウキビをはじめ、パイナップルや野菜などの生産が盛んであるが、年々有害鳥獣による農作物被害が深刻となっている。被害を防止するため、有害駆除実施隊に有害鳥獣の駆除を依頼しているが、狩猟者の高齢化や人材不足等により駆除が追いついていない状況にある。 県内には、射撃場や狩猟者研修センター等の施設がないため、狩猟者の技能・安全確保の訓練などができないという課題がある。また、新規に猟銃免許の資格を取得する際にも、県外までの渡航費用の負担が大き

番号	要 望 事 項	要望内容	要望の理由					
			いため新規取得者が増えず、人材育成が進んでいない。 さらには、年々有害鳥獣被害が実態と乖離していると の声を受け、本市としても専門機関に対し調査を依頼 したものの、その信憑性が指摘されている。 そのため、県におかれましても氷山の一角とされる 有害鳥獣被害状況を改めて調査していただくと同時に、 県内において狩猟者研修センター(射撃場)等の建設 を検討していただく必要がある。					
6	石垣港におけるCIQ施設の整備費用補助について	石垣港新港地区国際クルーズ バースにおけるCIQ施設建設に 係る費用の補助をしていただきた い。	の国際クルーズ専用岸壁が完成した。					

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			た島嶼県特有の事情がある。 本市のような人口5万人弱の自治体単独で、高度な 受入態勢を構築するには財政的に厳しい状況にあるた め、CIQ施設建設に係る費用の補助が必要である。
7	空港アクセス道路(県道石垣 空港線)の早期供用開始につい て		新空港開港以降、観光客のレンタカー利用増加に伴い、空港~市街地間の一部区間において混雑する状況が発生し市民の生活にも影響を与えている。また、石垣市役所新庁舎や県立八重山病院が接していることから、今後も周辺道路の利用増加が見込まれるため、空港アクセス道路(県道石垣空港線)については一部供用開始されているものの、早期の全面供用開始が必要である。
8	スクールロイヤーの配置に係る財政等支援の要請について	スクールロイヤー配置において、 補助金の新設又は沖縄県で雇用や 委託等をし、支援対象範囲を市町 村まで拡充していただきたい。	文部科学省が推進している教育行政に係る法務相談 体制の充実において、法務相談経費を都道府県及び政 令指定都市にのみ普通交付税措置がなされている。離 島においても、法務相談のニーズが年々高まっている 一方、石垣市において弁護士の人数が多くないため地 元での任用等は容易でなく、学校職員との面談や研修 会でもその都度、沖縄本島からの旅費も発生する。そ のため、財政支援又は、沖縄県が雇用等し、相談対象

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			を市町村に広げる必要がある。
9	医療的ケア児の修学旅行時における看護師の派遣要請について	医療的ケア児の修学旅行時に、「修学旅行に係る引率者の増員申請」の対象として看護師の配置や 財政措置を新設していただきたい。	石垣市では、医療的ケアを要する児童が安全に安心して学校生活を送ることができるよう看護師を配置し支援している。しかしながら、修学旅行においては、小学校であっても、行先が沖縄本島となり、本市の看護師が宿泊を伴った引率が難しいこと、更に、旅費等の経費も多額になり、国庫補助のみである教育支援体制整備事業費補助金では十分でない。今後のニーズを踏まえ、安定した支援体制の構築のためには、沖縄県医療的ケア児支援センターからの看護師派遣や引率者の増員対象として看護師の配置、補助金の県負担分の新設等をする必要がある。
10	沖縄県空港保安施設設置事業 補助対象者の拡充について	沖縄県空港保安施設設置事業等 補助金対象に外国航空会社も追加 していただきたい。	新石垣空港では、台湾や香港の外国航空会社がコロナ禍で停止していた航路再開を目指している。そこで、より円滑な航路再開のため当該補助金に外国航空会社を追加対象とする必要がある。
11	石垣市北部・西部地区の通学 困難な高校生への支援について	石垣市北部・西部地区に居住す る高校生がいる世帯は、公共交通 機関による通学が困難であること	石垣市は県内で3番目に広大な面積を有しており、 人の移動手段とそれにかかる負担は重要な課題である。 石垣市北部・西部地区に居住する高校生がいる世帯

番号	要 望 事 項	į	要望内容	要望の理由
			から、他地区と比較し経済的負担が大きいため、県による寮費補助等の支援をしていただきたい。	が抱える問題として、始発のバスに乗車したとしても 市内南部にある高校の始業時間に間に合わないため、 バス通学が困難であるという現状がある。そのため、 子どもが高校に進学する場合、寮に入るか世帯ごと通 学に支障のない南部地区へ移り住まなければならない 状況があり、他地区と比較し経済的負担が大きくなる ことから、北部・西部地区の過疎化の要因の一つと なっている。 国庫補助である離島高校生修学支援事業において、 寮費を一部助成する制度はあるが、島内に高校を有す る自治体は同補助の対象外とされているため、石垣市 の北部・西部地区に居住する生徒は、通学が困難であ りながら、同補助の対象とされていない。 このような、近隣自治体からの通学環境より厳しい 本市の現状を把握していただき、「新・沖縄21世紀 ビジョン基本計画」における「誰一人取り残さない社 会」を鑑み、通学が困難な地域の生徒に対しても、沖 縄県独自の支援制度を創設する必要がある。
12	尖閣諸島の自然環境及 線の保全について	及び海岸	尖閣諸島の貴重な固有種と自然 環境保全及び海岸線(低潮線)保 全のため、自然環境調査及びヤギ	我が国固有の領土であり、沖縄県石垣市の行政区域 である尖閣諸島の貴重な固有種や限りある自然環境保 全のため、ヤギの駆除及び自然環境調査が必要である

番号	要	望	事	項	要	望内	容			Ī	要	望	の	理	由		
番号	安	室	事	垻	野際等の保含う、国に働き	を対策が	実施で		れ じし重て認 及令垣視さ物出 境らな尖めてなも識しび和市察れををつ保、	尖閣諸島	はなはやれり全。らは及実、、態岸貴離然明っと維ら、の 、刻ひ態島ヤ系線重島環	「在てン滅の尖必・ヤー令調のギだ(なで」をい力危動閣要・ギ刻和査裸のけ低動ありるク惟極諸性・にとち」比食で潮植る	が、2具質者は、ここの、也食ではなり、一所。 モ種物島に よ悪年に化害は線物尖有 グでやをつ る化1おがにな)を閣	一 う う 自) / 直急或大 そる 片羊て響也厚に国、 カ物はと変 れもが上いは化も閣土上 クが、す重 にの実かる、に危諸保	ツ数我る要 よと施ら様貴よ其島全ツ多が本な る推し魚子重るさののジく国市も 生測た釣がな表れ自観	を与のとの一態さ「鲁傕動士」。然点は在貴しと一系れ石を認植流一環かー
13	尖閣諸島	海域	内で	の漁業者の	尖閣諸島海	毎域におり	ける、	漁業者	尖	閣諸島海	ቓ域は	t、資源	原の豊富	冒な漁場		て漁業者	——

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
	安全操業の確保について	の安心・安全操業の確保のため、 適切な措置を講じるよう国に働き かけていただきたい。	操業を行っているが、中国公船による領海侵入や日本 漁船への威嚇行為などが繰り返されており、安全な漁 業活動の確保に懸念が生じている。 ついては、安心・安全な操業や漁場の確保に向け、 外国漁船・中国公船の取り締まりを強化する必要があ る。
14	老朽化したヘリ離着陸施設の改修費用の支援について	へり離着陸施設 (7カ所) の改修 費用の財政支援をしていただきたい。	竹富町は、1町多島で非常備消防のため、各島で傷病者が発生し診療所で対応出来ない場合は、昼間は船舶、夜間はへりにて患者の搬送を行っている。平成11年から14年にかけて夜間の救急搬送に対応するため、へり離着陸施設(7カ所)を整備している。施設を整備して20年以上経過し、老朽化が進んでいることから境界灯、誘導灯などの修繕費用がかかり、施設の改修を検討しているところであるが、改修費用が高額で施設改修費用に対する補助メニュー等が無いため対応に苦慮している。ついては、離島医療と住民の安心・安全を確保するため、へり離着陸施設(7カ所)の改修費用に係る財政支援をしていただく必要がある。
15	農林漁業資材等輸送費補助について	農林水産物出荷における条件不 利性解消事業同様、農林漁業資材	竹富町は離島の更に離島に位置し、肥料・飼料・農 林漁業資材等の購入において輸送コストが嵩み、生産

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		等の移入に係る費用についても補助をしていただきたい。	者の経営を日常的に圧迫している。また、世界情勢の 急激な変化により、燃料・肥料・飼料を含む諸々の価 格高騰の影響は日々厳しさを増しており、今後の新規 就労者の確保や後継者育成など、本町農林漁業の振興 発展への影響が大きく懸念される。 ついては、現状に鑑み、離島地域における不利性を 解消する観点から、移入に係る輸送費の補助をしてい ただく必要がある。
16	竹富町民等船賃軽減事業の継続について	振興計画期間だけに留まらず、 永続的な負担軽減が図れるよう検 討してきただきたい。	竹富町民等が島内各地点と石垣市間を移動する際、旅客船を利用しているが、バス等の公共交通機関に比べ、交通費が割高で、町民にとっては大きな経済的負担となっている。 旅客船の運賃をJR料金並みにすることで、竹富町民等の交通費にかかる負担が軽減されることから、離島の経済的負担の格差を無くすためにも、振興計画期間だけに留まらない永続的な支援が必要である。また、2021年より船賃に燃料油価格変動調整金(サーチャージ)が導入されたことにより経済的負担がより大きくなっている為、サーチャージによる上乗せに対しての補助をしていただく必要がある。

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
17	離島におけるごみの海上輸送費用補助について	廃棄物処理において各島からの廃棄物輸送に係る費用の補助をしていただきたい。	竹富町は9つの有人島を有し、うち6島(竹富島、 黒島、小浜島、鳩間島、波照間島、西表島)で廃棄物 処理施設を整備し中間処理(焼却・分別等)を行って おり、そこで排出される焼却残渣や資源ごみ類は、海 上輸送を経て西表島に設置している竹富町リサイクル センターへと搬入している。 更に、竹富町リサイクルセンターで最終選別し圧縮 梱包されたリサイクル資源は、石垣島を経由し沖縄本 島や九州地方の再生処理施設へと海上輸送されている。 また、本町各島港湾施設に放置された貨物輸送用パ レット及び海岸漂着ごみを処分する際にも、それらを 海上輸送する必要がある。本町は島嶼の町であるがゆ えに、運搬輸送手段をほぼ海上交通に頼らざるを得な い現状にあり輸送費が高額となってしまうため、費用 の補助をしていただく必要がある。
18	離島における放置パレット及 び海岸漂着ごみの処理問題について	放置パレット及び漂着ごみを処理するための破砕機導入に係る費用の補助をしていただきたい。	竹富町内各港湾施設において、貨物輸送で使用されたパレットが放置され、複数年に渡り本町にて運搬・処分等を行っており、本町財政を圧迫している状況であるとともに、本町の景観を損ねている状況である。また、本町は島しよ型海洋自治体であり、各島々において、海岸漂着ごみが多く漂着しており、同ごみの処

番号	要望事項	要 望 内 容	要望の理由
			理についても本町外へ運搬し、処理を行っているため 本町財政を圧迫している状況である。 これらの問題を改善するべく、同廃棄物を破砕する 為の設備を導入するには多額の予算が必要となること から、費用の補助を行っていただく必要がある。
19	西表島北岸エリアの携帯電話不感地帯の解消について	事業採算上の問題により通信環境整備が進まず、不感地帯が解消されていない為、早急な改善対策に支援をいただきたい。	西表島北岸エリアには、「ヒナイ川周辺の自然休養林」及び「大見謝川ロードパーク」があり、近年多くの観光客が利用しているが携帯電話不感地帯となっている。2022年9月には観光客の男性が溺れて死亡する事故が発生しており、通報時に電話が繋がらず時間を要す事態があった。 世界自然遺産リストに登録されたことにより、今後、さらに利用者が増えることが予測されるため、持続的に質の高い観光及び安心・安全を提供するためにも、緊急通報が繋がる環境整備、それに係るイニシャルコスト・ランニングコストに係る支援をしていただく必要がある。
20	国境交流事業の推進に伴うインバウンド受け入れ環境整備への支援について	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	高速船を活用した社会実験を契機にインバウンド受け入れを強化することで、誘客促進及び人流の活発化による地域経済の活性化を目指しているが、不開港で

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
		が、現状は不開港であることから、 利用に際して一程度の環境整備が 必要となっていることから、必要 な環境や施設の整備に関して、ご 支援をいただきたい。	ある本町の港にてインバウンドを受け入れるためには、一程度の環境や施設の整備が必要であると考えている。特に臨時的にCIQ関係の審査を実施するためには、安全かつ安心して対応が出来るよう環境整備は不可欠となることから今後の対応を検討している、現在与那国町の港湾施設には屋内CIQ対応施設はもちろんの事、屋内の待合室等も無い状態である、くわえて接岸時に船への水の補給設備もない。港湾及び漁港共に沖縄県の管理施設であることから、必要な手続きや施設整備、財源の検討をしていただく必要がある。
21	離島に勤務する医師のサポート体制の充実について	現在、診療所の医師の労働環境 改善のため医師の増員に対する予算措置等、離島の医療現場へのサポート体制を整えていただきたい。	与那国町には町立診療所があり地域振興協会が指定管理者として運営を行っている。人件費などは診療所の収益でまかなうのは大前提なのは承知しているが、事業収益だけでは赤字になってしまう為、町から補助金で運営費支援を行い、医師1名の確保を行ってきた。しかし、医師1名の体制で365日、時間内外診療を行っており、医師の労働環境が非常に悪い状態であったため、医師の2名体制を令和5年度より町の補助金を増額して行っている。しかし、財源が町単費であるため財政的な負担が大きくなっている。 離島の地域医療を継続するためには医師の労働環境

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要望の理由
			の改善は必要である。そのため、離島医療の継続のた めにも財政支援を検討していただく必要がある。
22	離島に勤務する教職員へのサポート体制の充実について	現在、学校現場においても「働き方改革」の取組を推進するにあたり、業務改善アドバイザーやカウンセラー等の配置など、離島の教育現場へのサポート体制を整えていただきたい。	与那国町には小学校3校、中学校2校が設置されているが、教職員のほとんどが島外から赴任している。小規模の学校ではあるが、小学校では複式の学級もあり、少ない職員で多くの校務分掌を分担している状況である。 学校規模が小さく産業医の確保もできない環境で勤務状況を把握し業務時間の適正化に取り組んでいるが、業務改善のさらなる推進や職員のメンタルヘルス確保が急務である。 離島であるために外部人材を活用するためには旅費等の費用の確保が必要である。離島のさらに離島にある市町村において共通する課題であると考える。つきましては格差是正のための制度を創設していただく必要がある。